

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	調査係長	調査係

COOLS		
H	P	

建設常任委員会 会議録			
日 時	平成17年12月19日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時48分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐藤委員長、武井副委員長、森井、前田、新谷、松本、久末、 齊藤(陽)各委員(森井委員は休憩後から欠席)		
説 明 員	水道局長、建設部長、その他関係室長、次長、課長及び主幹 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、新谷委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者から報告の申出がありますので、順次、説明願います。

「小樽公園再整備基本計画（案）の中間報告について」

○（建設）建設課長

現在、業務委託しております小樽公園再整備基本計画（案）の中間報告をいたします。

最初に、再整備基本計画（案）のコンセプトについてでございますが、次の三点のコンセプトに基づき計画を策定しております。一点目につきましては、明治に整備され、大正・昭和の時代の流れの中でつくられてきた小樽公園の存在価値を生かす。二点目といたしまして、多様なレクリエーション活動、市民参加、地域コミュニティの活性化など、市民のニーズに十分配慮する。三点目といたしまして、再整備により、市民に愛され、誇りとなる公園の創出を図る。以上の三つがコンセプトでございます。

次に、各施設の計画について説明いたします。最初に、こどもの国でございますが、このホワイトボードの図面で緑色のゾーンとなっている部分では、「ふれあい」「冒険」「創造」をテーマに再生を図ります。

「ふれあい」につきましては、小動物と直接触れ合える小動物園を再生いたします。開設は夏季のみとして、冬季は里親制度やボランティアなどを活用した動物の受入れ態勢を確立いたします。冬季の動物の受入れ態勢が整い次第、小動物園の整備を行うこととしております。

「冒険」についてでございますが、このイメージスケッチがホワイトボードにございますが、「空と大地と我が街を感じる」をコンセプトに、「空の遊び回廊」として、ハンモックや、クライミングロープなどの設置を考えています。「大地の遊び回廊」では、石や巨木の隠れ家、トンネルなどの遊具の設置を考えているところです。また、お祭り広場や迷路など、立地特性を生かした独自性の高い遊具の導入を図ることとしております。

次に、「創造」ですが、プレーパークなど、子供の自主性を尊重した遊びの場を創出いたします。

二点目の見晴らし台についてでございますが、図面で青色のゾーンとなっています。ここでは、隣接するこどもの国との一体化を図りながら、憩いの場となる「展望の名所」をつくります。現在の駐車場を廃止し、芝生の植栽、植樹、ベンチの設置などを行い、来園者が安心して憩うことができる環境を創出いたします。

三点目として、公園の顔づくりについては、赤色のゾーンとなっております。ここでは、公園にふさわしい顔づくりのため、公園の主要な導入路に当たる小樽公園正門、公会堂周辺、市道公園南線付近にはモニュメントや案内看板を整備いたします。

四点目の植栽についてですが、オレンジと赤紫のゾーンとなっております。ここでは、公園の特徴を生かし、「花の名所」をつくります。桜やツツジを生かした景観づくりを行い、桜は視覚的にも効果がある幹線園路沿いなどに植栽し、また、ツツジは見晴らし台の東斜面にまとめて植栽することによって、美しい景観を演出いたします。

五点目、自動車動線及び園路についてですが、園内道路は将来的には通過交通の抑制を図りますが、現在の利用状況を勘案して、当面は一方通行の規制を行うなどの措置を講じながら、段階的な整備を行います。なお、自動車動線や園路については、再整備施設や既存施設の将来計画などを含めて、今後、総合的に検討を重ねていくことになっております。

六点目の駐車場については、将来の需要を勘案しながら、適正な規模を想定するとともに、利用者の動線や公園諸施設の配置に十分配慮した利便性の高い場所に計画いたします。ただし、駐車場の抜本的計画については、テニスコートや総合体育館等の既存施設の将来計画と併せて、中期的に検討していくことにしております。

七点目、文化的資源の活用については、公園内にある記念碑や公会堂など、歴史的・文化的素材を生かし、緑の環境の中で散策を楽しみながら歴史や文化に触れ合えるようにいたします。また、文化的資源の案内サインを整備するとともに、ソフト面では、歴史的価値がある小樽公園の情報を積極的に広く一般にも発信いたします。

最後に、事業実施計画案についてであります。短期計画はおおむね 1 年から 3 年と考えまして、こどもの国の整備、見晴らし台の整備、花の名所の整備を予定しております。中期計画といたしましては、おおむね 4 年から 7 年に公園の顔づくり、文化的資源の活用、園内道路の暫定整備、駐車場配分計画を予定しております。長期計画、おおむね 8 年から 10 年につきましては、自動車動線及び園路計画を予定していきます。

以上が、小樽公園再整備計画（案）の中間報告でございます。

○委員長

「特別景観形成地区の見直しについて」

「小樽駅前第 3 ビルの動向について」

○（建設）まちづくり推進課長

第 3 回定例会の当委員会で報告させていただきました特別景観形成地区の見直し作業のその後の経過について報告させていただきます。

具体的な見直し作業は、本年 2 月に景観審議会の中にワーキング部会を設置し、これまで現地調査も含め、計 11 回にわたり検討会を開催し、地区の拡大に向けて検討してきたところであります。9 月 28 日に開催された第 10 回ワーキング部会において検討案が示されたことから、この検討案に基づき、10 月 31 日から 11 月 18 日までのうちの 9 日間、1 日 2 回、計 18 回、地権者の方々を対象とした住民説明会を開催し、特別景観形成地区の拡大案についての御意見をいただいたところであります。この説明会には、現在、既に指定されている地区の方と追加・拡大される地区の方の両者約 2,200 名の方に御案内を差し上げており、そのうち延べ約 180 名の方の出席があり、出席率といたしましては約 8.2 パーセントとなっております。

検討案の主な内容について、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

資料 1 でございますが、濃いグレーの部分が既に特別景観形成地区約 79.3 ヘクタールで指定しておりました地区で、緑の部分が今回拡大を予定している地区、約 52.3 ヘクタールで、合計で約 131.6 ヘクタールになります。

資料 2 でございますが、これまでは 8 地区に分けておりましたが、今回、新旧の地区を改めて見直し、新たに 11 地区に分けております。主な特徴でございますが、黄緑の から の部分でございますが、地区の象徴的な建物、例えば、 の地区に日本銀行旧小樽支店がありますが、この名称をそのまま地区名とし、日本銀行旧小樽支店地区とするなど、市民や来街者の方にわかりやすい地区名にしております。また、 の水天宮地区を新たに追加したほか、山側の部分では旧手宮線周辺までを特別景観形成地区に取り込んでおります。

説明会で出された主な御意見としましては、「この地区に生活している人に見れば規制というのは煩わしい」「個人の財産価値がマイナスになる」「規制をなくして経済を活発にさせるという考え方もある」「小樽の人口増のためにこの辺りにもどんどんとマンションを建てた方がよい」「高さを規制するなら容積率などを緩和してほしい」などの規制を強めない方がいいのではという御意見のほかに、「小樽は景観しかない。ミニ東京、ミニ札幌にはしてほしくない」「付近にはマンション業者に売りたいなどの話もあるので、市にがんばってほしい」「よい街並みを残していくために市外の人や業者にもしっかりと指導してほしい」などの応援的な御意見もありました。

このほかに、「なぜ、色内地区の 2 棟のマンションを規制できなかったのか」「地区が拡大指定されると自分の家はどうか、何を必要があるのか」「罰則はあるのか、補助はあるのか」などの御意見も出されたところであります。

また、12 月 6 日に景観審議会が開催され、その中で説明会の内容についても報告しており、これらを踏まえて、審議会では特別景観形成地区の拡大についての答申書をまとめ、同日、審議会の会長から市長に答申されたところ

であります。

今後のスケジュールでございますが、これまでは平成 18 年 4 月からの施行を予定しておりましたが、作業が順調に進んだことから、来年 2 月中旬から施行してまいりたいと考えております。

特別景観形成地区の見直しについては、以上でございます。

続きまして、小樽駅前第 3 ビルの動向について、報告させていただきます。

小樽駅前第 3 ビル周辺地区再開発準備会の動向についてでございますが、第 3 回定例会の当委員会で、小樽駅前第 3 ビルの経過について報告させていただきましたが、その後も準備会では保留床処分のためのディベロッパー誘致や建物の規模・用途、さらには権利者合意に向けた協議を重ねており、事業の実現に向けて取り組んでいるところであります。

大きな動きといたしましては、11 月 24 日に準備会の役員会及び臨時総会が開催され、その中で事業協力についてのこと、一般業務代行についてのこと、また、計画検討案やスケジュールなどについての報告がありました。

検討案の内容につきましては、地下を自走式駐車場、1・2 階は権利者を中心とした商業施設棟と 130 戸程度の 18 階建てのマンション棟、300 室程度の客室を持つ 14 階建てのホテル棟から成り、さらにホテル・マンションの立体駐車場などが配置されております。今回示された検討案にも室内水泳プールは含まれておりません。

今後も準備会では、計画の熟度を上げるため、鋭意努力することとしており、具体的に権利者の合意形成やディベロッパーなどとの交渉を行い、本年度中には基本計画を作成する予定としております。

小樽市としましては、再開発事業の採択に向けて、都市計画決定や「街なか活性化計画」の見直し作業を行っているところであり、併せて TMO 構想にもこの事業を加える必要から、小樽商工会議所とも協議しているところであります。

○委員長

次に、本定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第 12 号公の施設の指定管理者の指定について（稲穂駐車場、駅前広場駐車場及び駅横駐車場）」

○（建設）庶務課長

議案第 12 号公の施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

第 2 回定例会における稲穂駐車場、駅前広場駐車場及び駅横駐車場の設置条例改正等の議決後、指定管理者の公募を行った結果、小樽駅前ビル株式会社に候補者を決定いたしましたので、指定管理者として指定するものであります。なお、指定期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。

また、同社は、各駐車場の設置以来、現在まで管理運営を一括継続して委託している会社であり、それに伴うノウハウがあるため、安定した業務を行うことができるものと判断しております。また、現行料金より低廉な料金体系を示されているなど、市民サービスの向上が図られるものと考えております。

○委員長

「議案第 23 号公の施設の指定管理者の指定について（各市営住宅集会所）」

○（建設）建築住宅課長

議案第 23 号について説明いたします。

市営住宅に併設された 10 か所の集会所管理の指定管理者の指定につきましては、第 2 回定例会における小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案の議決後、従来どおり自治会等で作った管理委員会に任意に選定することで候補者が決定されましたので、指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長

「議案第 27 号損害賠償額の決定について」

○（建設）維持課長

議案第 27 号について報告いたします。

平成 17 年 2 月 21 日午後 4 時 35 分ころ、市内潮見台 1 丁目 155 番地先の市道潮見台川沿線上で、砂箱に砂を補充中の建設部のトラックがスリップし、近くの商店に配送に来ていたトラックに接触し、損傷を与え、また、犬の散歩をしていた坂田ヒロ子さんにも接触し、右肩、右手、腰ついつい間板ヘルニア等のけがをさせたものであります。坂田さんは腰ついつい間板ヘルニアで治療を行っていましたが、この度、慰謝料及び後遺障害等を含む損害賠償額の仮示談がまとまりましたので、上程するものであります。

なお、賠償額は、治療費を含む 185 万 3,610 円であります。

また、トラックの損害賠償につきましては、第 3 回定例会で専決処分を行っております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。共産党。

○新谷委員

小樽公園再整備計画（案）について

小樽公園の再整備について伺います。今、報告がありまして、大変心配しておりました小動物園が残ることになって、本当によかったなと思っております。それで、ツツジの花についてなのですが、ツツジの丘という場所をつくるようですが、小樽市の花はツツジですね。それにしても小樽のまちには、あまりツツジがないなとちょっと心配になります。それはまた別な話になってしまうのですが、この公園の整備後はツツジの数は少なくなるのですか、多くなるのですか。

○（建設）建設課長

現在、小樽公園の中には、たしか七、八千本程度のツツジが植えられているということですが、この公園再整備に伴いまして、ツツジを移植し、また、植樹するというので、これまでより少なくはならないで、言うなれば多くなる、増えるといった整備を考えております。

○新谷委員

それで、再整備基本計画（案）の実施計画ということで、これは 1 年から 3 年の短期計画、それから、4 年から 7 年の中期計画、8 年から 10 年の長期計画というふうに、かなり長いスパンで再整備するという計画ですが、1 年から 3 年という当面の短期実施計画ではどのぐらいの予算で整備が行われるのでしょうか。

○（建設）建設課長

事業費につきましては、現在、業務の最中でございまして、概算工事費を積算している段階であります。はっきりした数字は出ておりませんが、短期計画の中に、こどもの国の整備が予定されていることから、やはり、短期計画の方に工事費が増大するものと考えております。

○新谷委員

そうしたら、これは具体的にいつから整備が始まるのですか。

○（建設）建設課長

来年度です。この基本計画案を踏まえて、実施計画を各種検討しております。実施計画の中で、一部の施設の撤去ができれば、18 年度からということになりますが、本格的な整備としては 19 年度からを予定しております。

○新谷委員

小樽公園については、まだちょっと先の話なので、この辺で終わります。

市営駐車場の指定管理者制度導入後の利用料金と利用時間について

次は指定管理者の問題なのですけれども、「小樽市の公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針」では、指定期間は原則 3 年となっているのですけれども、駐車場についてこれを 2 年にした理由は何か。

それから、サービスがよくなると聞きましたけれども、利用料金はどう変わるのか、利用時間帯はどうなるのか、その辺を示してください。

○（建設）庶務課長

指定期間を 2 年にした理由ですが、稲穂駐車場は昭和 51 年に建てられまして、かなり老朽化しております。そのため、この 2 年間で稲穂駐車場のあり方について検討し、2 年後に再度どうするかという形で方向性を定めたいと思います。次に、利用料金につきまして、指定管理者に移行したことによってどうなるのかといいますと、駐車場ごとに料金が違うのですが、例えば、現行でいきますと稲穂駐車場は、最初の 30 分間までが 100 円、1 時間までが 210 円、その後 1 時間ごとに 210 円となっております。指定管理者からの提案では、30 分ごとに 100 円ということになっていまして、1 時間までですと 200 円、1 時間当たり 10 円の値下げということになっております。

駅前広場駐車場についても、同じ料金体系になると思います。

駅横駐車場につきましては、現行料金は、最初の 1 時間までが 250 円なのですが、提案された金額は 240 円ということで、1 時間につき 10 円値下げされた料金が設定されております。それと、指定管理者からの提案では、各駐車場とも 24 時間営業ということになっていきますので、今までは夜間休みでしたが、24 時間営業となれば、利用者の増加や利便性の向上が図られると考えております。

○新谷委員

料金なのですけれども、低廉な料金といいますけど、今までと比べてどのくらい安くなるのですか。

○（建設）庶務課長

1 時間につき 10 円です。

○新谷委員

10 円安くなるだけですか。

○（建設）庶務課長

はい。

○新谷委員

低廉な料金と言っていたので、もっと安くなるのかと思ったのですけれども、そうでもないのですね。24 時間営業になるということでは、サービスの面では向上するかもしれません。

市営住宅集会所における指定管理者の指定期間について

次に、市営住宅の集会所について聞きますけれども、指定期間は原則 3 年なのに、この管理を 5 年にした理由と、どういう点で住民サービスが向上するのか、この点はのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

市営住宅集会所の管理運営につきましては、従来も各集会所の管理委員会に委託していたという経過がありまして、また、従来どおりの団体を指定管理者に指定するというので、5 年間でも支障がないということで 5 年間にしております。

サービスの向上という面では、従来、使用許可は市長が行っていたのですが、今後は指定管理者が許可できるようになりますので、さらに利用者の利便性が図られると考えています。

○新谷委員

それで、5 年というのは、こちらから提案したのですね。原則 3 年なのに、どうして 5 年間にしたのかということなのですか。

○（建設）建築住宅課長

原則は 3 年なのですが、最長 5 年まで可能ということで、5 年間にしております。

○（建設）建築担当 鈴木次長

原則は 3 年という形なのですが、この市営住宅の集会所については、今までも自治会等が管理委員会を組織していたということもあって、あくまでも安定的に皆さんに集会所を提供していくという面では、何ら問題がないのではないかと考えて、その年数について原則の 3 年にするよりも、最長 5 年まで指定できるということで 5 年間にしたということでございます。

○新谷委員

私たちは、指定管理者制度そのものは公共的な役割を放棄するものだとして反対しましたが、条例が通った以上、先日の予算特別委員会で菊地議員が言ったとおり、すべてに反対するものではないのですが、この集会所の管理というのは、管理人になる人もなかなかいないという中で、5 年間という長い期間で責任を負わされるというのはどうなのかと思うのです。利用者の利便性が図られると言いましたが、それぞれの集会所のやり方で、例えば、カラオケの利用はいいとか、絶対にだめだとか、すごく規制しているところもあるし、そういう部分で、その辺の利用者のニーズというか、それはどう図られていくのですか。あくまでもその管理者の責任の範囲内で行われるのですね。

○（建設）建築住宅課長

今回、指定管理者に指定しますので、その施設の管理運営という部分は指定管理者が行うことになります。ただ、市営住宅の集会所につきましては、設置当時から自治会又は町内会等で組織された管理委員会に管理運営を委託しているところですので、実態的には従来と変わらない形になります。

先ほど答弁が不十分だったのですが、原則は指定期間が 3 年ということですが、今回、市営住宅の集会所につきましては、任意で指定するというので、任意の場合は 5 年とすることができます。また、先ほども言いましたように、指定する団体が従来と同じ団体ということですので、先ほど次長も申し上げましたが、指定後も特にその実態が変わるということはないので、5 年間で指定したいと考えております。

○新谷委員

指定期間は、この運用指針を見ても任意の場合についての記載はないのですが、そういう決まりだったのですか。

○建設部長

この指定期間については、「小樽市公の施設の指定管理制度の運用に関する指針」の中で決められていて、「指定期間は原則として 3 年とします。ただし、公募によらず指定期間の経過後、引き続き指定管理者となる場合及び公募によらず現受託団体が新たに指定管理者となる場合は 5 年とします」となっておりますので、それを運用したということでございます。

○新谷委員

指定期間についてはわかりました。けれども、今までの集会所の様子を見ますと、私たちがたまたま借りるところは市営住宅の集会所ではないのですが、やはり、いろいろな問題でトラブルがあるのです。それで、この指定管理者制度の導入が住民同士のトラブルにつながるのではないかとことが一番心配されるのです。ですから、そういった理由で 5 年間というのは長過ぎる気がします。もう少し短くして、実際にやってみて、それで様子を見ていくというのなら、まだわかるのですが、これは納得できません。これは私の一方的な意見です。

マンションの耐震性に関する相談窓口について

次に移ります。マンションなどの耐震性の関係なのですけれども、一般質問でもこの問題を取り上げました。今、建築基準法が改正される以前に建てられたマンションの住民から、何件か心配の声が寄せられているのです。小樽市に届いているものもあると思いますし、まだ届いていないものもあると思うのですけれども、小樽市の今までの建築確認審査業務というものは、構造計算を細かくチェックしないで、柱が何本とかそういう点で行ってきたということなのだと思いますけれども、これは国土交通省で定められたいわゆるマニュアルに基づいて行ってきたものなのでしょうか。

○（建設）確認申請担当 佐藤主幹

昭和 56 年の新耐震基準適用以前という御質問でしょうか。

○新谷委員

いや、1998 年から民間検査機関でも建築確認できることになりましたよね。それ以前の事です。それ以前は小樽市で確認審査してきたわけでしょう。

○（建設）確認申請担当 佐藤主幹

小樽市に建築確認申請が出されたものについては、国土交通大臣認定のプログラムを用いて構造計算したものがどうか、要は、国土交通省で定めております大臣認定のソフトが使用されているか、性能評価がされているか、そういう部分が審査の対象項目になります。さらに添付書類の有無、構造計算の概略についての入力条件、出力などをチェックし、断面計算などの算定、図面との整合性を照査するという流れで行っております。

○新谷委員

それから、先日にも部長に答弁していただきましたけれども、構造計算そのものを全部行うということではないのですよね。ですから、例えば、小樽市が建築確認したマンションやホテルで、仮に、姉歯建築士のような人がいて、木村建設のような業者があって、今回の事件のような関係があったとしても、小樽市の方ではわからないということにはならないのでしょうか。

○（建設）確認申請担当 佐藤主幹

この度の事件の経緯が実際どのような真相なのか、私どもも細かく承知しておりません。例えば、私どもの従来からのそういう方法・手法できちんと行っていて見つけれられたものなのか、そうでないものなのか。ちょっとその辺のところは判断できませんので、お答えしにくいところでございますけれども、私どもが従来行っている手法で現在までの審査については、適正に行われていると思っております。

○新谷委員

疑って大変申し訳ないのですけれども、適正に行われていると思う。思うというだけで、絶対に間違いがなかったということは言いきれないと思うのです。確かに構造計算そのものをチェックしているわけではないですから。心配が寄せられている中身を見せてもらったら、果たして大丈夫なのかと思う部分もあるのです。私は専門家ではないので、それに対して解釈もできないし、あるいは住民の方の誤解もあるのかもしれません。しかし、実際に相談が来ているし、その建物は小樽市が確認審査したものなのです。

これらの相談があった場合、民間機関を紹介するということなのだと思いますけれども、小樽市が確認審査したものは、やはり、小樽市が責任を持って相談を受けるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○（建設）確認申請担当 佐藤主幹

繰り返しの答弁になってしまうのですけれども、私どもは従来から国土交通省の定めている指針などに基きまして、適正に審査していると思っております。住民の方々が不安を覚えるという内容については、事細かく個々には承知しておりませんが、そういう御心配のある方には、構造計算等を専門に行っている民間機関もございまして、そちらの方がより確実に相談できるのではないかとということで、民間機関の方へ御紹介しているところ

でございます。

○建設部長

今、主幹が答弁いたしましたけれども、今、国がこれまでの問題も含め、また、今後の問題も含めていろいろと議論しているということが、連日、マスコミで報道されているのです。当然、今後、国や北海道の方から方向性が出て、各特定行政庁にその方向性を示すという話もあるようですので、そういったものを見定めた中で適正に判断していきたいと考えてございます。

○新谷委員

確かに国の制度そのものにも非常に問題があると思うのです。けれども、小樽市に相談に来たものは、きちんと受け付けて対応してほしいのですが、実際にできないのですか。民間機関の方が詳しく専門的に行っているの、そちらに回すということなのですか。市では相談を受けることができないということなのですか。

○建設部長

きちんと問題を整理しますと、建築確認とは何なのかということは、本会議の中で答弁申し上げたとおりで、その効果はあくまで行政も民間の検査機関でも同じなのです。ただ、そういう意味での検証という点では、国土交通省が定めた内容でのチェックという点では、行政も民間も同じ結果だろうと。ただ、今回の事件については、これも先ほど主幹が申し上げましたように、要は、どういう手口で、また、どの部分でこういった形になったのかについては、今まだ、詳細がわかっていないのです。どうもテレビを見ている中では、たしか、構造計算プログラムの中を操作したと。要するにバリアをしているソフトの内容を操作したということも報じられていますので、それはまさに詐欺行為でございまして、そのようなときには、どのようなプログラムで再計算しても無理という話になります。ですから、その辺の手口についても、いま一度検証した中で対応していかなければなりません。

ただ、再検査という話になりますと、時間、能力、経済的な面から見ても、非常に問題が残るのではないかと思いますので、先ほども申しましたけれども、今後、国も今後の方向性について検討していると聞いていますので、そういった国の方向性をしっかりと見定めて、それを見極めた中でどうするかを判断すべきだろうと思います。それも、あまり多くの時間がかからずに方向性が出るように聞いていますので、それについては誠実に対応してまいりたいと考えてございます。

○新谷委員

この構造計算というものは、なかなか難しそうですけれども、しかし、市に相談に来た場合には、すぐに民間機関に回さないで、まず、窓口できちんと話を聞いて相談に応じてほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○建設部長

相談者の相談内容によっても、小樽市でできるものとできないものがあります。構造計算の中身までということになりましたら、やはり、国の指定した 106 種類のソフトを動かす機関で再計算するという話になってきますし、それは行政の中では、そういった要請にはなかなか応ずることはできないだろうということですので、これはその相談内容によって判断すべきですので、一元的に市の対応でという話にはならないと考えてございます。

○新谷委員

今、話を聞いていたら非常に不安になってきますね。だって、法改正前は小樽市が確認審査したことで建てられているわけですから、そのマンションの住民が不安に思う気持ちはすごくよくわかります。小樽市に相談に来て、受けることはできないので、ほかの機関に回すということがあったら、当時、一体どうして市で確認審査していたのかということになりませんか。

○建設部長

あくまでもその構造計算については、国のチェックというものがあって、そのチェックに基づいて特定行政庁である小樽市もそのチェックをしなさいということでございまして、これまでも民間検査機関に移管する前は、そう

いった国の指定する中身で小樽市もチェックしていますので、そういった意味では私どもは見過ごしているものはないだろうと考えてございます。

○新谷委員

この構造計算がなかなか難しいということもあるかもしれませんが、まずは小樽市に相談に来るわけですから、それについては丁寧に対応していただきたいと思います。

○建設部長

御相談がありましたら、その相談の中身について窓口で具体的話について十分にお聞きして、適切に対応してまいりたいと思います。

○新谷委員

貸出しダンプ制度の利用回数制限について

それでは、質問を変えますが、除排雪の問題です。まず、貸出しダンプ制度の記事が新聞で報道されまして、菊地議員も予算特別委員会で聞いておりますけれども、これまでの貸出しダンプの申込状況、利用回数、何回ぐらい借りられているのか、これらについて数字を示してください。

○（建設）庶務課長

平成 16 年度におきまして、昨年は雪の多い年だったのですが、申込件数は総計 389 件、うち 1 回の申込みが 148 件、2 回の申込みが 113 件、3 回の申込みが 5 件となっております。

平成 15 年度におきましては、申込件数が 346 件、うち 1 回の申込みが 148 件、2 回の申込みが 93 件、3 回の申込みが 4 件という状況になっております。

○新谷委員

申込件数は言いましたか。総数は。

○（建設）庶務課長

申込総数は、平成 16 年度が 389 件、平成 15 年度は 346 件となっております。

○新谷委員

そうすると、申込総数と実際に貸し出した件数との差があるのですけれども、これは申し込んだけれども借りられなかったということですか。

○（建設）庶務課長

今言った件数との差ということですか。

○新谷委員

はい。

○（建設）庶務課長

1 回目、2 回目、3 回目の内訳が総数とびったり合うはずなのですが。

失礼しました。3 回目の申込みが 5 件ということは、3 掛ける 5 という計算になります。2 回目が 113 件ということは、2 掛ける 113 という計算で、その合計が 389 件となります。1 件というのは 1 回の貸出しと考えていただければと思います。説明が悪くて申し訳ありません。

○新谷委員

では、申し込んだけれども借りられなかったということはないのですね。それで、今年度は利用件数を 350 件ぐらいに抑えたいということなのですから、平成 15 年度で 346 件ですから、大体、おとし並みにするということだと思うのです。今回、3 回目の貸出しは行わないということなのですから、場所によっては大変に雪の多い地域もあって、そして貸出しダンプの利用者自身は雪の積込みに対してはお金を払うわけですから、もっとダンプを貸してほしいという要望があると思うのですが、この辺は説明会ではどうだったのですか。

○（建設）庶務課長

申込件数は今言った数字になっていますが、基本的に例年、コマ数というものがあきまして、その中である程度自分の希望するコマがなかったら、あきらめていた町会もかなりございます。実際に希望された町会の方もあきらめていたケースがあったので、そういう意味合いも含めまして、今回は公平性の面から 2 回目の利用については早い者勝ちではなくて抽選でということを考えました。やはり、限られた期間で行うということで、何とか 2 回までの利用でお願いしたいということで、説明会では 2 回目の利用は抽選になりますということで説明しております。

○建設部長

利用回数 350 件の部分ですけれども、平成 12 年度から平成 15 年度までの貸出しダンプの利用件数については、おおむね 320 件程度でございます。今回 350 件としても、決してこれまでの平均値より少なくしたわけではありません。もう一つ、3 回目の貸出しは行わないという点についてですけれども、2 回目も利用できない人がいるのに 3 回目の人が利用してしまうことによって、2 回目を利用したい人が利用できないと。言うなれば、3 回目の利用を申し込んだ人が申込みをした後に、もっと困っている人が 2 回目の利用を申し込んでも、申込みをした順番で利用できるというようなこともあるものですから、そういったことについて、市民の皆さんに周知します。要は公平に利用してもらうために 2 回目は抽選という形にしています。

1 回目の利用の受入れ総数からいっても、当然、平年並み以上の受入れ枠を持っていますので、ほぼ平年の積雪であれば、皆さんの期待にはおこたえできるだろうと。当然、雪の状況によっては、3 月時点で回数が余って予算があるのであれば、状況によっては 2 回目以降の部分についても利用できると思っていますので、当面は最大 2 回までの利用を原則に実施させていただこうと考えています。

○新谷委員

2 回目の抽選については、申込みがかなり多くて抽選というのならわかるけれども、その申込状況というのは、例えば、1 月、2 月に雪がどんと降る日が続いたとか、そういう気象条件で変わってくると思うのですけれども、最初から抽選なのですか。

○（建設）庶務課長

まず、1 回目の申込みは必ず受ける形です。2 回目につきましては、来年 2 月 9 日から 2 月 28 日までの期間に利用を希望する方は、2 回目の抽選日を 2 月 2 日に予定してございます。その中で、その期間も 2 回目にある程度コマ割りをしまして、その中で抽選という形を考えております。その次の抽選につきましては、3 月 1 日から 3 月 15 日までの期間に利用を希望する方は、2 月 22 日に抽選を行いまして、その期間中に 3 コマの中で抽選ということを考えております。いずれにいたしましても、受入れ枠内であれば抽選はいたしませんし、その時点での申込状況を見まして抽選という形になるかと思います。

○新谷委員

やはり、最初から抽選にしまうと、利用者がどうしても自粛してしまうのではないかと思います。仮に 3 回目の希望者を除いて 2 回目までの利用希望者を全部受け付けるとしたら、350 件よりは多くなると思いますが、せめて昨年並みぐらいの件数に増やすことはできないのですか。

○建設部長

昨年は、御承知の通り、通常の年よりも積雪が多く、過去 5 番目に当たるぐらいの積雪量でしたし、特に 2 月、3 月においては低温で、通常の年は積雪がある程度減るにもかかわらず、低温のために雪が解けないという状況でした。平均的な降雪量を想定して設定している件数を昨年のような大雪の年と同じレベルに設定するというのはいかがかなと思います。あくまで、これまで話したような平年の降雪量で議論させてほしいと。ただ、昨年のような大雪の場合は、これはまた別の話ですから、そのときにはまた検討させてほしいということです。

○新谷委員

菊地議員の質問とダブって申し訳ないと思うのですが、こういうふうに降雪が連続的に続くと、やはり、住民の方も不安になりますし、町会の方でも利用回数について疑問が出ているということもありますので、たぶん今年度も財政難ということもあって、本音は当初予算内でおさめたいということがあると思うのです。本当は雪が降らなければ一番いいのですけれども、やはり、状況に応じて考えていただきたいと要望いたします。

除排雪作業の遅れと契約単価の違いについて

それから、今年はいっぺんに雪がどんと降って、除雪作業がなかなか追いつかないような感じに見えるのです。それで、除雪の出動基準というものが決まっているとは思いますが、何か除雪がなかなか入らないのではないだろうか」という声が聞こえております。実際に路面状態が悪いところが多いのです。そこで契約書を見せいただきました。そうしましたら、昨年と今年を比べると四つのステーションで契約代金が違うのですけれども、なぜ、このようになったのか。それから、契約する前の単価というのは、道路の除雪延長によって決まるものなのかどうか。その辺はどうなのでしょう。

○（建設）雪対策課長

昨年と今年の契約金額が違うということなのですが、各ステーションの契約につきましては、設計の内容とか、計画降雪量も違いますし、排雪量も違いますので、当然、単価の変更がございます。大きく増えている地域もありますし、又は大きく削減されている地域もございます。そういう形の中で、それぞれのステーションの単価の動向や除雪延長の違いもありますけれども、そういう面で変更はございます。

○委員長

除雪が遅れているという点は、まだ答弁していないのではないですか。

○（建設）雪対策課長

除雪の遅れについてですが、昨年同時期と比較しますと、今日までの状況では、昨年は降雪量が 64 センチメートル、今年は現在 144 センチメートルで、昨年の倍以上の降雪量になっております。また、積雪量につきましても、昨年は 17 センチメートルでありましたが、現在、今朝の段階で 57 センチメートルということで、3 倍以上の量になっております。

そういう中で、出動基準第 1 種でありますと 10 センチメートル以上、第 2 種でありますと 15 センチメートル以上というこの基準に基づきまして、私どもの方も除雪作業は行っておりますが、こういう形で一気に大雪が降ったという中では、道路幅員が狭くなったりしている状況はありますけれども、作業としては基準に基づいて行っているところでございます。

○新谷委員

先ほどの契約単価のことなのですが、この単価はどのようにして変更になったのですか。

○（建設）土木担当 関野次長

単価につきましては、毎年、人件費の単価、作業単価等が変わりまして、損料などは毎年毎年変わりますので、その辺については毎年金額が変わってくるということです。

○新谷委員

それが全体的に平均して変わるのならわかるのですよ。では、その会社ごとの人件費で変わってくるということなのですか。

○（建設）土木担当 関野次長

変わったのは単価だけではなくて、例えば、これまでは各ステーションで雪捨て場を持っていました。市民の雪捨て場が各 J V の地域総合除雪の中に入っていた部分と、市民用の雪捨て場と業者用の雪捨て場を別々に業者が持っていたということで、非常に連携が悪かったという反省を踏まえまして、銭函地区の雪捨て場を除いて、市民の雪捨て場と

して開放している祝津豊井浜と幸 1 丁目、望洋シャンツェ、中央ふ頭基部を一括して別発注しています。

そういうことで、雪捨場の発注も前回までと変わっております。そういう意味で、昨年と全く同じ数量で発注しておりません。このほかに先ほど言いましたように、計画除雪の距離、歩道除雪の距離、そういう部分で変わっている部分があるものですから、全体的にそれぞれの設計書について単価が変わっているということになります。

それと、除雪の遅れについてですが、第 1 種 10 センチメートル、第 2 種 15 センチメートルという出動基準はございますけれども、出動する時間は、第 1 種については夜中に出動するのです。今年は比較的、雪の降る時間帯が夜中というよりも、午前 0 時を過ぎて 1 時、2 時、明け方に降るというケースがございます。雪の降る時間帯によっては、除雪車がすぐに出動できるということではなくて、そういう場合については次の日に出動するということがございます。そういうことで時間的な制約、作業する時間も限られてしまう部分があります。

○新谷委員

その除雪路線について、私も市内を全部見ているわけではないので、自分の見た範囲で言うのは申し訳ないのですが、けれども、銭函地区の契約金額が高くなったということは除雪距離が延びたのかなと思うのです。そういう点で契約金額が低くなった地区、高くなった地区があるのですけれども、それぞれの地区の除雪距離はどのようなのですか。銭函地区、桜・朝里地区、中央地区、北地区、昨年と変わりがあるのですか。

○（建設）雪対策課長

それぞれの地区、第 1 種、第 2 種、第 3 種という形の中で、距離にも若干の変更がございます。今、資料を持っていませんけれども、当然、除排雪計画説明会でも説明しています。市内総体の除雪延長は変わっていませんけれども、そういう中でそれぞれ地域ごとに変更はございます。

○新谷委員

それでは、銭函地区は除雪距離が延びたのですか。

○（建設）雪対策課長

銭函地区の単価が増えた大きな要因といたしましては、雪たい積場の管理の部分が金額的には増えている部分がございます。除雪延長ではあまり大きな変更はございません。

○（建設）土木担当 関野次長

たしか、歩道除雪が市内全域で 8 キロメートルほど延びていますけれども、そのうち、銭函地区で歩道除雪が延びている部分がございますので、その部分で銭函地区では除雪延長は延びています。

○新谷委員

市民からいろいろな要望が出て、それに一つ一つこたえることは難しいかもしれませんが、例えば、銭函地区には桂岡町も入ると思うのですけれども、桂岡小学校へ向かう太い道路の片側の方がなかなか除雪されないで、いつも苦情が来る場所があるのです。やはり、そういう通学路は子供たちが通る場所ですから、ぜひ、歩道除雪路線に加えていただきたいと思います。

市道朝里東小樽線の雪山処理について

それから、一般質問で菊地議員がバス路線の排雪について質問しました。今年の経験なのですけれども、朝里東小樽線、新光十字街から新光調理場前を通過して国道 5 号に至るバス通りですね。あそこが既に相当の雪山で、ちょうど押しボタン式信号機設置の陳情が出ているところなのですが、先ほど課長にお見せしましたけれども、こういうふうには子供の姿が見えない、車も見えないという状況なのです。雪山がさらに高くなって、道幅も狭くなって、バス路線で公共的な意味合いを持つ道路なのに、対向車が通り過ぎるのを待ってバスが発車するという場面が何回もありました。それで、たびたび要望したのですけれども、なかなか改善されなくて、住民から相当に苦情が出ていました。もう相当に雪山が高くなって、大人の姿も見えないぐらいになるのです。ですから、この辺は速やかに今年度から改善していただきたいと思います。いかがですか。

○（建設）雪対策課長

交差点に発生する雪山の関係では、今も写真を見せていただきました。朝里東小樽線につきましてもそうであり、ほかの路線でもそうでありますけれども、交差点部分などの雪山につきましては、引き続きパトロールの中で把握して、その処理に努めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

それでは、まだ未消化の部分もありますけれども、次に移ります。

小樽駅前第 3 ビル再開発事業による中心市街地活性化の効果について

室内水泳プールにかかわってなのですけれども、この前から質問させていただいていますが、この計画のスケジュールが手に入りました。これを見ると今年度中には基本計画を立てるということなのですけれども、都市計画決定はいつごろになるのですか。

○（建設）都市計画課長

都市計画決定に際しては、基本方針などをきっちり入れまして、区域につきましてはおおよそ固まっていますが、同意や基本方針、その辺が出てから具体的な再開発事業の実施のめどが立った段階で、実際に都市計画決定の手続に入っていきたいということです。

○新谷委員

今年度中に基本計画が立てられるということですが、そうしたら、3 月までには計画が示されるのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

基本計画は何とか今年度中に策定したいという方向でおりますので、その状況を見た中で次の都市計画決定等の手続をどういう形で進めていくことができるかという検討が、その段階でまた行われることになるかと思います。

○新谷委員

計画が示されているのに、なかなかこちらにはスムーズに伝わってきませんが、今回、ホテルの宿泊客数の資料を提出していただきました。中心部のホテルの宿泊客数を調べていただきたいとお願ひしたのですけれども、この資料のホテル 1 から 8 の中には、ヒルトン小樽が含まれているそうです。当然、ホテル 8 というのはどこかということがわかると思うのですが、今、この再開発でビジネスホテルを建てたいという計画ですけれども、この資料を見たら決して宿泊客は多くないのですね。残念ながら宿泊客が減っているという状況の中で、第 3 ビルの再開発が、まちづくりや中心街の活性化に本当につながるのかどうか。ホテルをつくればお客さんも呼べるということがあるかもしれませんが、こういった状況の中で、果たして、この再開発がどういうふうに活性化につながるのか、その辺はどう考えているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

このデータによりますと、確かに宿泊客の部分では減っている傾向が見られますけれども、少なくとも今回の再開発につきましては、民間による再開発ということで、権利者が中心になってこの再開発の計画を立てているということですから、先ほど報告させていただきましたとおり、ホテル建設の計画を立てているということで、当然、ディベロッパーの方も小樽のそういったホテルの需要などをリサーチして、この計画に盛り込んでいると考えてございますので、小樽駅前の一等地ということで、この再開発計画の中にホテル建設を盛り込むということは、必要なことではないかと思っております。

トータル的に、今、ホテルのほかには、権利者を中心とした商業施設、分譲マンションがこの場所に複合商業施設として建設されれば、中心市街地の活性化の一つの起爆剤になるのではないかと考えております。

○新谷委員

起爆剤になるかどうかはちょっと疑問があると思うのです。それで、この再開発をする場合に、法律で定められていることがいろいろとあると思うのです。何のために再開発するのかということですよ。この辺は、都市再開

発法で公共の福祉に寄与するというこの法律の目的がうたわれておりますけれども、どういうことを意味しているのか、どういうイメージを持っているのでしょうか。

○建設部長

先ほどの答弁にも関係するのですが、まずは今回の再開発事業の位置づけというのは、総合計画「市民と歩む 21 世紀プラン」の中で、まず、「ゆたかさ 産業・活力プラン」の中に、買い物客の利便性を高めるという部分がありますし、また、「にぎわい 都市・形成プラン」の中では、商業や住宅などの複合機能を集積し、経済活性化や定住人口の増加を目指すという方向性を示しています。

さらには、都市計画マスタープランの中でも、にぎわいのある中心市街地の形成のために産業振興やまちなか居住を促進するという位置づけをしておりますし、「街なか活性化計画」でも同じような方針を掲げております。あるいは、中央通の土地区画整理事業についてもそういう形で進めてきました。これまでも小樽駅前周辺における市街地活性化の部分の整理はしてきたということで、それらの方向性からは大きく逸脱していません。

公共の福祉という点ですけれども、それは公によるという一義的なとらえ方がありますが、逆に言えば、このゾーンの中での公共的な役割ということもございますので、そういう意味で考えるべきだろうと思っています。今回の再開発は、まさに小樽駅前という交通結節点の、要は、駅前広場や中心市街地の動線を含めたという点では、中心市街地の活性化に寄与するという位置づけをしているということでございます。

○新谷委員

再開発する場合は、補助金を活用すると思うのですが、市の持分は 3 分の 1 ですね。

○（建設）まちづくり推進課長

市が支出する補助金につきましては、工事費の中で補助対象額というものがあまして、そのうちの 6 分の 1 が小樽市、残り 6 分の 1 が北海道、小樽市と北海道が出した見合いの部分で国が 3 分の 1 となっております。

○新谷委員

市営室内水泳プールの存続について

民間主体の再開発事業といっても、こういうふうには小樽市の持分があるわけですよ。この前から言っていますけれども、この中心市街地の活性化というのは、やはり、人が来なければ活性化しないわけです。仮に、お金のことは度外視した場合、地下にプールをつくるということは技術的に可能ですよね。インターネットでいろいろと見ていたら、大阪府箕面市の温泉ホテルは、地上 5 階建てだそうですけれども、地下 3 階にプールがあります。地下にプールのある建物がほかにたくさんあって、北海道はどうか知りませんが、東京都や川崎市など、首都圏にはプールのあるマンションがある。それは同じ建物の中ではないところもありますけれども、マンションやホテルの地下にプールがあるということは、要するに建物の付加価値を高めているわけです。

そういう面では、プールというのは、確かに建設コストはかかるかもしれませんが、市民ニーズも高いし、建物の上か下かわからないけれども、プールを設置するとしたら、これはそれだけでも価値があることですし、問題は採算面に限られると思うのです。けれども、市はこの権利床を持っているわけですし、それが税金で賄ってきたところをぜひ考えていただきたいと思うのです。

この前も言いましたけれども、やはり、市民の税金でつくられたものを市民に相談もしないで廃止するということはとんでもないことだと思います。何のための行政なのかわからない。現在の建築技術であれば、プールはどこにつくろうと可能だと思うのです。そういう技術は持っていると思いますので、設置は厳しい、厳しいと言いますが、これは市民の声を聞いて、ぜひとも再考していただきたいと重ねて強く要望します。

○（建設）まちづくり推進課長

今回の再開発事業の中にプールを取り込んでほしいということで、今、具体的にプールを地下につくったという事例が、現実にありますよというお話をいただきました。私どもも、地上につくることは無理だということで説明

させていただいておりますけれども、地下について言えば、今、権利者の方が中心になって計画を進めているということですが、権利者の方が一番望んでいるのは、まず、ぜひとも 1 階部分に自分たちの商業床が欲しいということと、さらに自走式の駐車場が欲しいということで、具体的には今、計画の中では地下に駐車場を建設するという事で、物理的に地下しかないものですから、地下に駐車場を建設できないかという検討をしています。

ホテル棟とマンション棟との間に商業棟があるわけなのですけれども、限られた大きさのホテルとマンションとの間にプールを建設するということは物理的に厳しい状況にあるということです。

それならば、ホテルやマンションの下にプールを建設してもいいのではないかという話になるかと思うのですけれども、そうしたときにプールの上に駐車場があって、さらにその上に 17 階とか 18 階のマンションがあるという形になります。プールは相当に大きな空間が必要で、2 層の吹き抜けで、仮に、25 メートルプールであれば、35 メートルとか 40 メートルという柱もない空間ができて、その上に駐車場が載り、あるいは高層のホテルなりマンションが載るということ自体が、今騒がれていますけれども、建物の安全性の部分でどうなのかという問題があるとすれば、これは非常に厳しいのではないかと考えております。

これまでも繰り返し答弁させていただいておりますけれども、そういう意味で、プールの建設は物理的に非常に厳しい状況だということをこれまでも伝えてきたつもりでございます。改めて市民の方に御意見をお聞きすることにはならないと考えているところです。

○新谷委員

終わりますけれども、やはり、市民の共有財産を勝手に処分することは認められません。これだけは申し上げておきます。

○（建設）庶務課長

先ほどの答弁の補足説明をさせていただきたいと思います。市営駐車場の低廉な料金ということで、1 時間当たり 10 円の値下げということでお答えしましたが、そのほかに定期駐車券の関係でございますが、稲穂駐車場の定期券につきましては、全日につきましては、1 か月で 3,150 円安くなり、夜間につきましては、1 か月で 1,570 円安くなるという料金体系が示されております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○前田委員

指定管理者制度導入後の市営駐車場の黒字化について

今回出ております議案第 12 号、今の話にあった市営駐車場について伺います。

まず、この議案第 12 号、数ある公の施設の中から、これらの市営駐車場に指定管理者制度を導入するというふうに位置づけられた理由は何なのか。どういう目的があったのか、何を期待しているのかを伺います。

○（建設）庶務課長

従前から、稲穂駐車場、駅前広場駐車場、駅横駐車場につきましては、委託契約という形で管理運営していただいております。その中で、今回、指定管理者制度の導入を検討するという事で、これを勉強したところ、この制度にのっとった形で駐車場を運営していった方が有利と考えましたので導入したいということになりました。

○前田委員

指定管理者制度にした方が、運営が有利だということだろうと思います。それで、稲穂駐車場、駅前広場駐車場、駅横駐車場と三つあるのですが、これらの収支状況を直近の数字でいいですから、教えてください。

○（建設）庶務課長

平成 16 年度決算でいきますと、稲穂駐車場につきましては、収入 1,537 万 7,000 円に対し、支出が 2,496 万 5,000

円で、マイナス 958 万 8,000 円。駅前広場駐車場につきましては、収入 1,058 万 5,000 円に対し、支出 1,434 万 7,000 円、マイナス 376 万 2,000 円となっております。駅横駐車場につきましては、収入 1,299 万 9,000 円に対しまして、支出は償還金を含めまして 4,174 万 3,000 円で、マイナス 2,874 万 4,000 円。3 駐車場の合計におきましては、4,209 万 4,000 円の赤字となっております。

○前田委員

すごい数字ですね。それで、今話が出ましたけれども、駅横駐車場は建設費の償還、借金が残っていると思うのですが、どうですか。

○（建設）庶務課長

駅横駐車場につきましては、平成 23 年度まで償還予定でございまして、元利・利息を合わせまして約 6 億円、今までかかった合計で約 6 億円となっています。

○前田委員

いや、これからの分でいいですよ。過去は過去だから。未償還分はどれくらいあるのですか。

○（建設）庶務課長

平成 9 年度から平成 28 年度までの償還で、元金・利息合計で約 6 億 3,000 万円の金額になっております。

○前田委員

すごい話だね。この駅横駐車場は、私がちょうど議員になったころにつくられたものでなかったかな。たしか、平成 7 年か 8 年だったと思います。駅横駐車場の設置に至る経緯というのですか、これを聞かせてください。目的があったのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

駅横駐車場につきましては、当初、今の長崎屋のビルのところに都市計画駐車場を持っていまして、そこを長崎屋に売却した経緯がございます。その段階において、平成 2 年に新たに都市計画決定しまして、駅横の方に都市計画変更しまして、そこを都市計画駐車場ということで 0.26 ヘクタール位置づけております。

○前田委員

駅横駐車場の細かい数字を聞こうと思ったのだけれども、平成 28 年までに元利・利息合計でまだ 6 億 3,000 万円も償還が残っていると。6 億円はこれからの分で、そうしたらこれまでの分と足したら、トータルしたら幾らになるのですか。

○（建設）庶務課長

過去からの分です。

○前田委員

過去全部ですか。過去、現在、未来、全部。ああ、なるほどね。要するに、建設費が約 6 億 3,000 万円。そうしたら、この後、平成 18 年度以降の償還金はどのくらい残っているのか。平成 28 年度まで、ちょうどあと 11 年くらいになるのかな。

○（建設）庶務課長

未償還金については、今年 9 月現在で約 3 億 4,000 万円残っています。

○前田委員

これは、そうしたら指定管理者制度になる平成 18 年度以降は、だれが負担するのですか。

○建設部長

この駐車場の建設費は、工事費よりも土地取得費が大半でございます。当然、この償還については土地を所有している以上は小樽市が継続して支払ってまいります。

○前田委員

そうしたら、この上物の設備費というのはどうなるのですか。

○建設部長

用地取得費プラス設備費、当然、駐車場の舗装をして自動料金精算制度をとっているのですけれども、その設備費、今、金額は承知していませんけれども、用地取得費とその施設分を区分したデータがございますので、後ほど説明したいと思います。

○（建設）都市計画課長

おおむねの額でございますけれども、多少違うかもしれませんが、用地取得費が 3 億 7,000 万円ほど、整備費が舗装や駐車場設備で大体 5,000 万円、計 4 億 3,000 万円か 4,000 万円くらいです。先ほど 6 億円と言ったのは、利息も含めてトータルで大体 6 億円ということでございます。

○前田委員

残っている借金は市が払うということなのですが、新しく指定管理者に指定される企業は、当然、この駐車場収入だけで経費を賄うことになるのだと思うのですが、この企業側からの提案というか、その中で 18 年度以降の収支の説明、先ほど聞いたのは過去の収支ですね。今後 2 年間の収支ですが、これについては企業側からどういう説明を受けているのか教えてください。

○（建設）庶務課長

2 年間の提案ということで示されております。平成 18 年度におきましては、収支は 11 万 6,000 円の黒字額、19 年度におきましては 183 万 1,000 円の黒字額が提案されていまして、そのうち収益の 30 パーセントは施設整備費、提案者の営業費に 35 パーセント、残りの 35 パーセントは市に納付されるという形で提案を受けております。

○前田委員

平成 18 年度が 11 万 6,000 円、平成 19 年度が 180 万円の黒字と聞こえたけれども、そうなの。

○（建設）庶務課長

はい。

○前田委員

何かやたらに数字が違うのだけれども、これは何かあるのですか。

○（建設）庶務課長

平成 18 年度におきましては、稲穂駐車場と駅前広場駐車場にロードヒーティングを設置して、冬季の人件費を圧縮させたいという提案がございます。そういう意味で、18 年度についてはそういう設備投資の費用がかかりますので、収益が少ないという形になっております。

○前田委員

ロードヒーティングという話が出ましたね。先ほども新谷委員から利用料金などについて質問が出ていました。それで私は、今のロードヒーティングの話もそうなのでしょうけれども、平成 17 年度までは管理委託で、18 年度から指定管理者制度に変わるわけですが、指定管理者制度に変わることによって、何か特徴的なことはあるのですか。今のロードヒーティングを含めてほかに何か残っているものがあれば教えてください。

○（建設）庶務課長

まず、利用料金を安くして、24 時間営業ということで、利用台数の増加を図るというのが一つでございます。それと、現行では 3 駐車場において 9 人体制で管理委託していますが、今後は、三つの駐車場について総合的な勤務体制を構築していった、人員の減を図りながら、さらに先ほど言ったロードヒーティング化によって冬季の人件費も削減するというようなことが提案されて、このような金額が示されております。

○（建設）建築担当 鈴木次長

補足させてもらいますけれども、18 年度と 19 年度で利益の差が多く出ているのですが、実は、駅前広場駐車場ですが、指定管理者側としては人件費を減らすということではいろいろ考えたときに、当然、料金精算自動化のための機械を設置するという形になるのですけれども、駅前広場の状況を考えると、駐車場の出入り口にその機械を設置した場合、空き待つ時間の関係で、広場の混雑に拍車をかける可能性があるということがあります。

このため、自動化する上では車両 1 台 1 台について自動化にするというか、駐車場の中に入って、ある程度待機できる方式、要するに車を駐車したときに 1 台 1 台がロックされて動けない形になり、そして利用時間を計測できるという方式で整備する。そういった意味で、その設備を設置するためには駐車場の中をすべてロードヒーティングにしないとその機械を設置することができないということで、その辺のところが大きな設備投資になって、そしてこれまでとの大きな違いにもなってくるということです。

○前田委員

それで、この委託をお願いしている会社というのは、何年前からこの駐車場の管理をしているのですか。最初からということになるのか。何年前からなのか、相当な歴史があるでしょう。

○（建設）庶務課長

各駐車場の委託を開始したときから、この会社に委託しておりまして、時期につきましては、駅横駐車場は平成 8 年から、稲穂駐車場は昭和 51 年から、駅前広場駐車場は昭和 54 年から管理委託を行っております。

○前田委員

昭和 51 年、54 年、平成 8 年ということで、それなりの相当な長い委託期間があるわけですが、この間、今までに何度となく議会でも市営駐車場の赤字の問題が出てきています。そういったことで恐らく、小樽市側というか理事者側とのいろいろな折衝で経営改善というか、収支改善の関係で話は出ていたのだと思います。平成 18 年度は設備投資があつて黒字額が 11 万 6,000 円、19 年度には 183 万円と出ているのですけれども、これは指定管理者に変わったから黒字になるということなのかどうか。

指定管理者に変わって、これだけ黒字になるということであれば、どうして今までこうした改善がされてこなかったのか。これはどうなのですか。別に指定管理者制度になったから、黒字になるということではないとは思っていますけれども、この辺はどのように分析していますか。これは、ちょっと聞きづらい気がして、答弁しづらい質問になるかと思いますが、どうですか。

○建設部長

御指摘については確かにそういう部分もあるのですけれども、今回、民間の経営になる場合については、使用する社員の単価が軽減化されるという企業としての自助努力の部分、さらには、先ほど次長が話しましたように駅前広場については自動料金精算システムを導入するという大胆な提案もあって、私ども行政にできなかったことについても企業としていろいろと可能になる。また、市では料金体系上、市条例で料金が固定されていますけれども、民間の場合は、要するに最高値を決められましたので、料金の軽減ができるということで自由化できました。

一方、24 時間営業という点では、稲穂駐車場においては、今、たしか、22 時から朝 8 時までにはクローズなのです。そうすると、定期駐車券をお使いの方は、たぶん、朝の出勤にも車が使えないというような状況で、そういう意味では、今後は通勤にも使えるようになるということですし、そういった面で利用者増も考えられるということです。

行政で決められた規則よりも、これからは柔軟に運営できるといった利用時間の部分、人件費の部分、大規模な投資の部分、さらには運営上の料金設定の自由化という、そういったものが積み重なった結果、こういう形で黒字になったということですので、確かに市で運営しているときに黒字にできなかったのかということについては、委員が御指摘の部分がありますけれども、そういった面で今まではなかなか黒字化できなかったと考えていますので、この部分は御理解いただきたいと思います。

○前田委員

多少の反省はあるということですね。先ほど、利益の関係、要するに 18 年度以降の収支の関係で、利益が出たら何か 30 パーセントがどうこうと言われていたと思うのですが、これらは何かチェックというのですか、監査というのですか、契約上でそういったものは文言としてうたわれて担保されているのですか。

○（建設）庶務課長

これは、あくまでも相手方から提案が出されたときに、その提案内容ということで、この項目は業者の方から提案されておりまして、今回の議会を経まして、正式に契約を結ぶときには、当然、この項目を入れていて契約するものと考えております。

○前田委員

そうしたら、利用台数などは、毎日、日報をつけるとかそういうことで、トータルで 1 年分の利用状況が指定管理者から提出されるのですか。

○（建設）庶務課長

日報になるか、月報になるか、今のところはっきりしたものはないのですが、入庫台数等は小樽市でも指定管理者制度の中できちんと把握していきたいと考えております。

○前田委員

先ほどちょっと聞き漏らしたので、もう一度伺いますが、余剰金というか、剰余金というか、利益が出た場合に、その分配はどうなるのか。最後にこの点を聞いて質問を終わります。

○（建設）庶務課長

まず、剰余金のうち 30 パーセントを施設整備費に充てます。次に、35 パーセントは提案者、指定管理者の指定を受けた企業の営業費になります。残りの 35 パーセントが市に納付されます。これで 100 パーセントということでございます。

○松本委員

ロードヒーティング稼働停止による節減効果について

ロードヒーティングの電気代について伺います。今年度は電気を切っている箇所は何か所ぐらいありますか。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティングにつきましては、全部で 217 か所ありまして、現在、完全に電気を止めているというのではなくて、部分的に停止しているのは昨年度と同様の 70 か所ほどです。

○松本委員

それで、その電気料は全体のうちの何パーセントくらいの節約になるのですか。

○（建設）雪対策課長

昨年度の実績でいきますと、約 2,000 万円の節減になっております。

○松本委員

その 70 か所について、今年度もずっとそのまま電気を止めておくということですか。

○（建設）雪対策課長

はい、今年度についても同様の形で進めていきたいと思っております。

○松本委員

それで、昨年度の経験で電気を止めたことによる不都合など、何の問題もなかったと判断しているのですか。

○（建設）雪対策課長

稼働を停止する段階で現地確認しておりまして、昨年度も何件かの問い合わせはありましたが、ただ、こういう

状況で停止させていただくという形の中では、市民の御理解をいただいている状況なものですから、今年度も引き続き停止させていただきたいと思っております。

○松本委員

市道への案内標識設置について

それでは、質問を変えます。

国道や道道が整備されて完成した場合に、案内標識というのですか、矢印などのいろいろな道路標識が国道や道道には結構設置されているのです。市道についても今までに道路新設や臨時市道整備事業など、いろいろと整備してきておりますけれども、道路が完成したのに何の標識も設置されていないという状態で、不親切だなと思うような箇所が市道の場合には結構あるのではないかと感じております。

いっぺんに聞いてしまいますけれども、例えば、銭函 2 丁目の市道軍用線、市営住宅 4 号棟下の道路ですけれども、札幌の方から走ってきますと、真っすぐ来て銭函川の手前で急に左に曲がって下がる。そうして、川を渡って真っすぐ行けば道道小樽石狩線に突き当たるのですが、この突き当たりには何の標識もありません。そこに道案内の矢印が一つあるだけで大変違うなと思います。そしてもう 1 か所、その銭函川を上がって、道立小児総合保健センター上の軍用線を真っすぐ小樽方向に行きますと、今度は礼文塚川にぶつかって、左に曲がって下りて礼文塚通線に突き当たる。そこにも何の標識もありません。

そういうふうに案内標識があれば大変いいな、助かるなと思う道路がほかにもたくさんあるのですけれども、市内でもそういう箇所がまだまだあるのではないかと思います。基本的にその場所の状況に即したそういう道路標識の整備、案内標識の整備を検討していく必要があるのではないかと思いますけれども、どういう考えを持っているのか部長に伺います。

○建設部長

確かにお話のように、当然、道路整備にあわせて、そうした安全性、利便性を向上させるという意味から標識を整備しております。道路標識は交通安全上でも重要な位置づけをしてございますので、御指摘の路線についても現地を十分に把握しながら、今は雪の中ですからすぐには対応できませんけれども、現地を確認した上で設置方について検討したいと思います。

○松本委員

よろしくお願いします。

○委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、平成会へ移します。

○森井委員

駅前広場の今後の動向について

まずは、駅前広場についてですけれども、現在、第 3 ビル周辺を再開発するという話の中で、今までも何度か質問させていただきましたが、これを契機に駅前広場の形態も変えていかなければ、次はいつになるのかという心配をしています。現状で駅前広場について何か動きがあれば、教えていただければと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

駅前広場については、森井委員からお金をかけないで何とか整備する方法はないのかという御意見もいただいているところでありまして、これから、第 3 ビル周辺の再開発事業が立ち上がろうとしていますけれども、駅前広場を中心とした計画という部分については、その再開発の動きを見ながら、トータル的に整備していく必要があると思っています。駅前広場に関しては、市とＪＲと中央バスの三者で、お金をかけないでどういった整備ができるのかという問題、また、広場の大きさは今のままでいいのかという具体的な話、あるいは、おのおのが抱えている問

題点という部分で、何回か会合を開かせていただいて、その辺の整理をしているところでございます。

最終的に、駅前広場全体をどうするのかということは、またちょっと別な側面で議論していかなければならないと思っていますけれども、少なくとも駅前広場の今後については、これから本当に近い将来どうあるべきなのかということは、できるだけ早く何らかの形を出したいと思っています、協議を続けているところです。

○森井委員

市営駐車場の指定管理者制度の指定期間と今後のあり方について

今回、議案第 12 号で市営 3 駐車場の指定管理者の指定についての議案が出ています。私はこの中で、駅前広場における駐車場の存在価値そのものがいかなものかという話をさせていただいておりますが、この駐車場については、ほかの指定管理者と違いまして、指定期間を 2 年というふうに 1 年短くしてあります。私はできれば 1 年単位で指定していくべきではないかと思っていたのですが、先ほど、前田委員や新谷委員からも御質問があったとおり、民間側としては設備投資をして長期的な視野を見定めて、計画を立てているのかなとも思えるのです。しかしながら、今後のことを考えると駅前広場の駐車場は、私から示させていただいたような駅前広場の中の優先順位を考えると、どうしても最後の方になってくるのではないかと思います。

この駐車場の指定期間を 2 年間にした理由と、今後そういうことも考えた上で駅前広場駐車場の指定期間も 2 年間としているのかどうか、そのことも含めて答弁いただければと思うのですが。

○（建設）庶務課長

先ほど 2 年間ということで答弁いたしました、稲穂駐車場につきましては、基本的に老朽化しているということもありまして、この 2 年の間にいろいろと検討して今後の方向性を定めていきたいと考えております。駅前広場駐車場につきましては、今後、第 3 ビル周辺の再開発事業に伴って、計画を進めるということも検討するとともに、とりあえずはこの 2 年間という期間で、今後どうあるべきかを検討していきたいと考えております。ただ、今の時点で今後の駐車場の方向性についてお答えするのは難しいと思います。

○森井委員

先ほどの答弁の中で、都市計画駐車場という言葉がありました。市営駐車場は都市計画の中で決められている規模ですから、大きさはそうそう変えられるものではないと思っていますが、第 3 ビル再開発の動向において、再開発ビルの中に駐車場を設けたいという権利者の要望があって、駐車場をつくるという話がありましたが、この再開発で計画している駐車場も都市計画駐車場として考えられているのかどうか、この点を聞きたいのですが。

○（建設）都市計画課長

現段階ではまだ、その駐車場を都市計画決定できるかどうかは、非常に難しいと思っています。その駐車場につきましては、例えば、マンションであれば、そのマンションの居住者専用、ホテルであれば、そのホテルの利用者専用ということになりますので、ほかの一般的な駐車場とは性格が異なるということもありまして、ちょっと難しいだろうと思います。また、具体の計画を見据えた中で、都市計画決定されることも考えられはしますが、今の段階では難しいと思います。

○森井委員

先ほどの話の中で、駐車場の指定管理者からの提案内容では、今後、黒字になる形で提案されていますが、現状は市が経営していて、当然、民間に変われば、ある程度の経営変化は起きると思うのですが、本当にいきなり黒字になるのかどうかということは、実際にその会社が経営してみないとわからない部分があると思うのです。

私自身は市の駐車場としての存在価値というものは、もう既にないと思っていて、いつかこれらの駐車場は手放していかなければならないだろうと。しかし、都市計画決定されている駐車場ということは考えていかなければならない、その整合性をどういうふうにとるのかということが大事なのかなと思っています。

先ほど、この再開発でホテル又はマンションを建設するという話もありましたが、当然のごとく、現在、第 3 ビ

ルで商売をしている方々がいて、その方々が求める駐車場、そういうことを考えた上での話合いがされているのではないかと私自身勝手に想像しているわけですが、そういうことを考えると、都市計画における駐車場の規模を縮小することが難しいのであれば、現在の稲穂駐車場や駅前広場駐車場を、その再開発ビル内に建設される駐車場に移転させるということは、考えられないのか。

先ほど、長崎屋ができたから駅横駐車場が建設された経緯があるという話がありましたが、そういう動きが起っていかねば、もちろん、駅前広場はスペースが限られていますので、何でもかんでもこの中につくるというわけにはいかないと思うのです。こういうことにおいて、何がしかの考えをお持ちであるのかどうか、この辺における確認をしたいと思います。

○（建設）都市計画課長

駅前広場の中の駐車場につきましては、たしか、20 台ぐらいですか。これは都市計画決定されていないのです。駅横と稲穂駐車場が都市計画決定されてございます。駐車場につきましては、いろいろと議論のあるところなので、これにつきましては、部内でもいろいろな議論を進めているところです。ただ、都市計画の決定や変更となると、駐車場の位置づけ、理論的機能性、総合的な駐車場計画など、検討すべきことが結構たくさんありますので、この辺について、さらに指定管理者制度の動向も見ながら検討していきたいと考えております。

○森井委員

今回、この指定管理者の指定において 2 年の指定期間にしたいという話があった中で、個人的には、今話したそういう部分がかなり不安だったのです。ですから、原則 3 年が 2 年になって短くなってはいるのですが、私はもう少し短くして、1 年ごとに様子を見ていかないと、いつどのような変化が起きるのかわからないのではないかと思います。個人を個人的に思っていたのです。

それでも議案どおりに 2 年間で指定していきたいということだと思いますが、その指定管理者の動向や内部議論、指定管理者とどのようにかわり合っていくのかということは、今後の小樽の中心部における活性化への流れに対して大きな要因になっていくだろうと思っていますので、慎重に取り扱っていただきたいと思います。特に、民間会社が請け負って黒字が出るようになれば、これら駐車場経営を手放したくないという考えも出てくるでしょうから、そのことも含めて指定管理者側といろいろなやりとりを続けていただきたいと思います。

小樽市による建築確認の再審査について

質問を次に移らせていただきまして、今話題になっているマンションの耐震性の問題なのですが、よくマスコミで話題になっている会社名で、日本 E R I 株式会社という会社名をよく耳にするのですけれども、日本 E R I 社は建築確認の許可を出す会社だと思うのですが、この会社が小樽市内において確認審査した建物は、どれくらいあるのかを伺いたいのです。

○（建設）確認申請担当 佐藤主幹

日本 E R I 株式会社が市内で確認審査した建物の件数は、平成 17 年 11 月末現在で 92 件ございます。小樽市では、平成 14 年度から審査業務を行っております。

○森井委員

今後、国の動向がどのようになるかにもよると思うのですけれども、どうやら先ほどのほかの委員の方々と同様のやりとりを聞くと、実際に 92 件あって、これをすべて調べるのは、かなり厳しいのかなとも思いますが、これから建てられるものに対しては、行政で確認審査することによって、仮に、耐震構造が成り立っていなければ、建設はちょっと待ってと言えるのではないかと思います。

運河プラザのわきに、株式会社クリーンリバーが建てようとしているマンションがあるのですが、この確認申請の許可を出したのは日本 E R I 社ですね。それは皆さん御存じだと思うのですけれども、私はその日本 E R I 社が既に許可を出して、マンションが建設されてしまったということになると、本当にその耐震構造が成り立っている

のかどうか、きちんと確認できていないものに関しては、今、確認できるチャンスではないかと思っています。

国の方でいろいろな判断が下されるだろうと思いますが、つまり、建物が建ってしまったら、ある意味、もう手遅れですから、現状の中で建設される前に本当にきちんと耐震基準を満たしているのかどうかということは、小樽市は、行政の責任として確認してもいいのではないかなと思うのですけれども、見解をお願いします。

○（建設）確認申請担当 佐藤主幹

まず、建設工事を止められるか、待ったをかけられるかということですが、民間の確認検査機関が確認するものも、行政が確認するものも、建築基準法に適合しているかどうかというレベルの確認の効力というものは同等でございます。したがって、その工事が明白に建築基準法に適合しない、いわゆる違反しているということであれば、その工事を止めることも可能かと思いますが、その会社が確認審査業務を継続することについて、それを小樽市が待ったをかけるということは困難だと思います。

それから、建設される前にその建物の構造耐力について小樽市が確認審査してはどうかということですが、この点につきましても、今申し上げましたように、確認する効力そのものは小樽市と民間で違いがありませんので、民間機関が確認審査した建物を、さらに小樽市が屋上屋を架すように審査するという制度にはなってございません。

○森井委員

制度自体がそうっていないことはわかっているのですけれども、これだけ国全体を巻き込んだ大きな問題になっていて、その中にその会社名が存在し、いろいろなやりとりが生じているということは皆さんも御存じだと思います。つまり、いわゆる耐震構造に疑惑のあるマンションが市内に建設されるということは問題だし、せっかくマンションが建っても、疑惑があるのでだれも入居しないという形になれば、意味がなくなってしまうと思うのです。

ですから、その確認審査業務をいわば止めるというよりも、耐震性の確認をして、しっかりとした耐震性が確保された建物を建ててもらおうような流れをつくるために、現状、この問題が出ているから、小樽市として審査すべきではないかと、再確認の方がよいのではないかなという提案なのですけれども、改めてお聞きします。

委員長

これは法的に踏み込めるものなのですか。

○（建設）確認申請担当 佐藤主幹

法的に小樽市が再チェックできるのかどうかは非常に疑問のあるところで、なかなか判断できないのですけれども、国土交通省では現在、緊急建築確認事務点検本部というものを設置しまして、大臣の指定したこれらの指定確認検査機関の内部立入調査を年内に行うことになっておりますので、当然、これらの会社を指定した国の責任において検討されるものと思っています。私どもとしましては、今後、国や北海道からそういった指示があれば、仮に今お話があったような見解が出されれば、それに基づいた適切な対応をしていきたいと思っています。

○森井委員

実際にこれから建てようとしているマンションの構造は耐震基準に見合っているものだと思いますが、そうでない場合は、結局、建ってしまった後に、国から耐震性の確認をしてくださいと言われたときには、もう手遅れなのです。だから、そのことも踏まえて、後手にならないように、その法的な部分が大丈夫なのかどうかということも、逆に小樽市の方から国に対して働きかけるべきではないかと思っているのです。

この耐震構造の話、建築確認審査業務が民間会社にも移行した理由というのは、神戸の震災が契機だと思っています。その当時は建築確認申請を許可していたのは行政だけでした。あの阪神大震災に伴って、当時対応していたのは神戸市だと思うのですけれども、つまりは震災からの復旧を早めるために、民間にも力を入れていただきたい、助けてほしいと、そういう経緯から審査業務は民間会社にもできるようになったと聞いています。

その背景で、今回、耐震構造の見合っていない建物をすんなりと許可してしまった民間機関というのは、行政が今まで行ってきた確認審査における業務の質を落としてしまっている最悪な状況だと思っているのです。

ですから、先ほど新谷委員のお話にもありましたが、行政が今まで確認審査していたということは、その業務の質が高いものだったというふうに私は認識しているというか、思っているのです。民間にその業務が移ることによって、本来であれば、いろいろな意味で採算性も考えますから、審査業務の質が高まるだろうと考えていたものが、結果、ふたを開けてみたらそうにはなっていないと。

ですから、そういうところを行政が一度締め直さないとならないと思います。民間が行うものにすべてを任せきってしまうのではなくて、その現状、実際に小樽市内でもいろいろな建物が建っているわけですから、そういうことにおける引締めというか、しっかりとしたシステムを構築する上でも、やはり、小樽市が現状を把握して、国に働きかけて流れをつくっていくということも考えていくべきではないかと思っているので、改めてその点について、何か見解があればお願いします。

○（建設）建築担当 鈴木主幹

まず、確認審査業務が民間に移行したという点では、今、神戸の震災がきっかけで民間の方にも移行になったという話があったのですが、基本的には、平成 10 年に確認審査業務が、一部ですけれども民間にも移行する形になったわけで、神戸の震災がきっかけとなったというのは事実そうなのです。ただ、あくまでも神戸の震災がきっかけになったということは、当時、地震で崩壊した建物は、施工不良の建物が多くを占めていたということがあって、これを重視する上で、では、どうしたらいいのかということで、国で議論された経過がございます。

そのような中で、行政機関が審査業務を行う上で、施工不良箇所のチェックまで行うということが、なかなか大変だということがあって、行政機関が行う業務の一部について、民間でも何かできる部分がないだろうか、行政機関が中間検査に重点を置くことができないか、それから、違反建築物の取締りに重点を置くことができないかということになりました。

そうすると今まで行政が行っていた確認審査業務の一部を何とかしなければならないということになって、これを民間に任せることができるのではないかとということで、拡大されてきたという経緯になっております。

それで、今後についてなのですが、国・北海道の動きとしては、まず、行政として中間検査がかなりの比重を占めてくる部分があるのではないかと思います。これは、今、国が動いていて、実際に一部の政令指定都市でも行っているところがありまして、これが実施される可能性が高いということです。今後については、やはり、国・北海道の動きを見て、私どもとしても何らかの対応をしていかなければならないと思っております。

そういう面で、今、小樽市独自で動くということは、なかなかできない状態にあるということです。北海道内には特定行政庁が小樽市を含めて 10 都市ありまして、その連絡会議も立ち上げておりますので、そういった各都市との連携も図っていかなければならないということもありますので、今後については国や北海道の動きを見て、私どもとしては適切に対応していきたいと考えています。

○森井委員

いずれにせよ、後で、やはり、後手だったと言われることがないように、これだけ大きな社会問題になっているわけですから、今回の事件でこの会社がどのようにかかわっていたのかが、徐々に明らかになってきていると思うので、その情報を得た上で小樽市として今後どのように対応するのかということは、頭の片隅に入れておかなければ、大変な問題だと思います。その分、大きな責任と大きな仕事量が降りかかる可能性があると思いますけれども、それに対しての覚悟と今後の展開を見て、国や北海道との連絡を密にさせていただければと思っています。

○建設部長

今のお話は十分に受け止めておきたいと思います。ただ、お話ししておきたいことは、こういう建築行為というのは、性善説といいましょうか、あくまでもこういったことが起こらないようにということをベースに、その中で先ほど次長から説明しましたように、国が確認審査のシステムまで変えようということで動いています。一つの例として、構造計算は再計算センターで再チェックしようということなのです。ですから、そういう中では、

まさに先々こういった問題が起きないために、まず、根本的な体制づくりが必要だと思っていますので、何度もお答えしますが、その辺は小樽市としてもきちんと対応していく必要があると思っています。

○委員長

平成会の質疑を終結し、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 57 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

あらかじめ申し上げておきますけれども、森井委員のお父さんが緊急入院しましたので、この後は欠席になりますので、よろしくお願いします。

それでは、質疑を続行いたします。公明党。

○斉藤（陽）委員

特別景観形成地区と地区景観形成基準の見直しについて

先ほど報告がございましたが、特別景観形成地区の見直しについて伺います。

まず、今回の見直しの目的について、もう一度、簡単に説明をお願いします。

○（建設）まちづくり推進課長

特別景観形成地区の見直しの目的でございますけれども、御承知のことと思いますが、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例では、小樽らしい都市景観の形成を図るために特に重要であり、市民の共有財産としてシンボリックな地区を特別景観形成地区として指定しております。最近の特別景観形成地区周辺の状況といたしましては、空地や空き店舗が増加していること、歴史的建造物の登録解除物件も徐々に増加していること、あるいは、その地区の眺望景観を阻害する高層建築物の計画や建設が増加していることなど、これまで以上のスピードで環境が変化しているという状況がございます。

それで、小樽市では、特別景観形成地区内におきましては、これまでに高層建築物が建設されたことがない状況で、景観誘導という部分につきましては、市民の皆さんの御協力を得られてきたという経緯があることから、まずは、特別景観形成地区の拡大を図りましょうということで、今回、拡大の見直しについて取り組んできたところでございます。

○斉藤（陽）委員

景観条例の第 23 条で、それぞれの特別景観形成地区における地区景観形成基準を定めることになってはいますが、今回のこの見直しで、地区景観形成基準の見直しについてはどうなっているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

見直し前、これまでににつきましては、8 地区に分けて特別景観形成地区を定めておりましたが、今回の見直しに当たりまして、新たに拡大した地区、あるいは、これまでの地区をゼロから見直しまして、全体を 11 地区に分けて地区景観形成基準を定めてございます。

○斉藤（陽）委員

その基準の中身なのですが、それぞれの地区について、従来の基準と新たな基準ということで簡単に結構ですが、主な基準の内容を説明していただけますか。

○（建設）まちづくり推進課長

各地区の基準についてということでございますけれども、高さについては、おのあの地区で、例えば、先ほど説明させていただきましたが、 から のその地区の核となる施設を持っている地区につきましては、その核となる建物と調和した高さにすることという表現をしております。また、その他の地区につきましては、地区によっては 17 メートル、25 メートルという基準を設けております。

また、高さ以外の部分につきましては、その地区によりまして、例えば、屋根については切妻、あるいは、寄棟にする、ろく屋根にする、そういうような表現がありますし、外壁につきましても周辺の建物と調和する材料、色彩とするというような形で表現させていただいております。

○斉藤（陽）委員

高さなど、数値で明確に客観的に基準を定められるもの、そういったものはわかりやすいのですが、主観が入りがちといいますか、客観的というよりも主観が入り込まざるを得ないもの、例えば、今の説明で から の地区について、核となる建物と調和する高さというのは具体的にどのぐらいの高さなのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

例えば、資料 2 の 、日本銀行旧小樽支店地区であれば、旧日銀の建物の高さが大体 20 メートル前後かと思いましたが、その建物と比べて高さが突出することがなく、あくまでもそのスカイラインといいますか、それがある程度重んじた形で計画にさせていただきたいということです。

地区景観形成基準の中では、高さは最高 25 メートルという数字が出ておりますので、私たちもマックスでそのぐらいの高さかなと思っています。そのほかの細かな中身につきましては、実際に計画が出てきた段階でシミュレーションを行いまして、その高さが妥当かどうかという部分について話し合いをさせていただきながら、進めていきたいと思っています。

○斉藤（陽）委員

高さ以外の地区景観形成基準の数値化について

それともう一点、外壁の色だけではなく、外壁の素材や屋根の色など、そういった基準もあると思うのです。建設常任委員会で先月視察に行きまわってまいりまして、その都市でも建物の外観の部分で、色彩については落ち着いたある色彩を選択し、周辺の建物との調和に配慮するなどといった景観形成基準を定めていました。

高さ以外の外観の基準について、だれが見ても客観的にわかるという表現、例えば、数値化する、数値を取り入れるという考えはありませんか。

○（建設）まちづくり推進課長

色彩等についての基準を具体的に数字で表してはどうかということでございますけれども、市の方では、新都市景観形成地区として位置づけている小樽駅前及び中央通地区において、色彩に関しての具体的な基準を持っています。その解説の中で小樽らしい色ということで、具体的な基準色を目安として持っている部分があります。ほかの地区につきましても、その基準色をベースに小樽らしい色合いを採用してほしいということをお願いしてきているという経緯があります。

小樽の場合、確かに古い建物もあるのですが、新たにいろいろな建物も建設され、新旧調和がとれた街並みを創出するという部分もありますので、具体的に「この色ですよ」と限定しますと、本当にどのように周辺と調和が図られるのかという難しい部分が出てきますので、少し流動的にお互いに話し合いができるような形で進めてきております。ほかの地区につきましては具体的な基準色は定めておりませんが、ベースになる小樽色といいますか、それは基本的に持っていると思っています。

○斉藤（陽）委員

先日、視察に行った市でも、「この色ですよ」という限定した色というよりは、ある程度の幅を持って、明度や

彩度、色調についても、ある一定の幅の中でゾーニングして、この地区についてはこの色の範囲内で建ててくださーいというような一定の幅を持って基準を決めていたようですので、ぜひそういった部分も取り入れて研究していただきたいと思います。地区景観形成基準については、個々に主観に頼るということができるだけ少ない、客観的でわかりやすい基準づくりをぜひ目指していただきたいと思います。

既存不適格建築物への対処と景観行政団体に向けて

それから、基準にそぐわない建物が既に建っているという既存不適格の問題なのですが、従来の指定範囲内の既存不適格建築物の数と、今回このように指定範囲が拡大されたことによって、その中に入ってしまった結果的に既存不適格となってしまう建築物の数の比較という点はどうか。

○（建設）まちづくり推進課長

申し訳ございません。既存不適格になっているかどうかについては、細かい部分までは確認してございません。

○斉藤（陽）委員

細かくなくてもいいです。大まかでもいいのですけれども、今回、指定範囲を拡大することによって、既存不適格となる建物がどの程度増えるのか、その見通しとありますが、そういったものは持っていますか。

○（建設）まちづくり推進課長

私どもの方で調査した中では、マンションと言われている建物は高さ的には圧倒的に今の基準を超えているということがありまして、現在、色内で建設中の 2 棟のマンションのほかに、3 棟か 4 棟ほどが今の基準から逸脱して建っていると思っております。

○斉藤（陽）委員

指定範囲が広がるわけですから、拡大されたことによって結果的に既存不適格になってしまうということは、当然、起こり得ることで、既存不適格建築物に対する今後の対応、もう建ってしまったのだから仕方がないということになってしまうのか、それとも何らかの対応策とありますが、改善点があるのかどうか。「基準から出ているので壊してください」とは言えないのでしょうか、どういう対応をしていく考えですか。

○（建設）まちづくり推進課長

基本的には、基準から逸脱しているから壊してくださいという話にはならないものですから、今回新しく見直した地区についても、今後、指定区域を決定するときには、広報などを通じて市民の皆さんにお知らせしていきたいと思っております。そのほかにもこういった形で市民周知を図れるかということは検討していかなければならないと思っております。そういった小樽市としての大きな考え方というものを市民の皆さんに御理解していただくことによって、今後、小樽にはこういうことがあるのですよという市民周知をしていく中で、新制度が進んでくれるように、私どもの方も進めていきたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

当然、現行条例では強制力がないわけですから、そういうことにならざるを得ないのですけれども、景観法という新たな法律ができて、今後、小樽市が景観行政団体になることによって、もう一ランク上の行政的な権限、規制を強めるというような考え方もあると思うのですけれども、これについてはどうでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

景観法に基づいた景観行政団体になってはどうかということでございますけれども、先ほど答弁させていただきましたが、これまでに特別景観形成地区内で地区景観形成基準を逸脱して建てられた建物がないということもあって、まず、特別景観形成地区の拡大を図りましょうということで、今回、見直しの作業に入ったところでございます。その中で、景観法に基づいた手続を踏んでいきますと、新たな基準を作成するなど、いろいろと大きな作業になりますので、下手をすると期間的にも 2 年、3 年かかる可能性もありますので、まずは、今の景観条例に基づく特別景観形成地区の拡大を図りましょうということで進めてきました。

今後この見直しが一段落つきますと、次に、景観法と現在の景観条例の関係についても、中身を詰めていかなければならないと思っています。その中で一定の方向が出された場合、当然、次のステップに移らなければならないと思っていますけれども、少なくとも今の作業を終えたら、次のステップとして景観行政団体も考慮に入れながら、最終的に景観行政団体になるべきかどうかも含めて検討していかなければならないと思っています。

○ 斉藤（陽）委員

わかりました。

貸出しダンプ制度に関する新聞報道について

質問を変えます。

先ほども質問があったのですが、貸出しダンプ制度のことで一点聞いておきたいのです。確認なのですが、先ほど説明を聞いたのですが、2 回目の利用もいいですよということですよね。基本的には 1 回で、2 回目はもうだめですという話ではなくて、2 回目の利用もいいですよということですよね。

○（建設）庶務課長

申込状況に応じて抽選になるということです、基本的には 2 回目の申込みも受けたいと思っていますが、申込状況によっては抽選の結果、落ちてしまう場合もあり得ということです。

○ 斉藤（陽）委員

12 月 15 日付けの北海道新聞の記事で、「小樽市の貸出しダンプカー制度、今冬から 1 団体 1 回」という記事が大見出しで出まして、町内会等では、「もう 1 回の利用しかだめになったのだ」ということで、町内会で急にお金がかかるということになってしまふ、要するに自費でダンプを借りなければならないから、追加でお金を集めなければならないなど、地域ではいろいろな混乱が起きていて、2 回目の利用はもうあきらめなければならないと、そういうちょっとした混乱が起きているのですよ。

確かに新聞に掲載されたこの記事を読むと、「同じ団体の利用を原則 1 回に制限する」という内容になっていて、「市雪対策課は地域、町会ごとの不均衡が出ないように広く制度を利用してもらい、2 回目の申込みは上限の 350 回に余裕が出た場合にのみ受け付ける」と書かれています。そうしたら、いかにも「もう 1 回しか貸さないよ。例外的に 2 回目もあり得るかもしれないけれども、原則 1 回しかないですよ」と読める記事になっています。この記事を見て、「2 回目の利用もいいのだな」と思う人は、まず、いないと思うのです。「ああ、1 回しか借りられなくなったのか」と思うのが、別に誤解ではなくて、素直にこの記事を読むと本当にそう思ってしまうので、この部分については何とかしなければならぬと思います。町内会、地域での混乱があるので、町内会などに対する対処が必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○（建設）庶務課長

確かにこの記事は、私どもから一切発していないこういう表現で新聞に出てしまったのですが、ニュアンス的に誤解を生じる内容になっております。そのような声がかなりありますので、これを解消するために、昨年この制度を利用いただいた町内会に対し、誤解がないように貸出しダンプ制度の手引等を送って、私どもの真意を周知させたいと、現在検討しております。

○ 斉藤（陽）委員

その点なのですが、具体的にその町内会に知らせるということは、町内会長にお知らせの通知文書を送るという形になるかと思うのですが、それだけでは、町内会長がそれを受けて、それから、具体的に何班、何班というふうに連絡しなければならないということになってしまうので、できれば、昨年度実際に申し込まれた団体名、住所がわかるでしょうから、昨年、実際に利用した諸団体に、町内会を通さずに直接通知する方法の方がいいのではないかと思うのですが。

○（建設）庶務課長

委員がお話のように、昨年利用された団体に対して、周知の文書を送りたいと考えております。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

まず、冒頭で報告をいただいた部分から、議案も含めて伺いたいと思います。

駅前広場駐車場の 30 分間無料制度の経緯について

先ほどから駅前広場駐車場の問題が出ております。議案第 12 号の関係です。これは昭和 54 年に業者に委託したそうですが、委託を受けたときの契約なのでしょうか。駐車料金について、最初の 30 分までは無料にするということになっているわけです。昭和 54 年当時といったら国鉄ですけども、国鉄では当時は小荷物の発送など、いろいろとそういう業務があったわけで、鉄道小荷物は 30 キログラムまでですから、なかなか遠くから担いでくるわけにはいかない。したがって、駅まで車で運んでくる。そうすると、駅前が駐車場化してしまうと。だから、せめてそういう小荷物を出すために最初の 30 分間は無料にするという当時の声があったと思うのですけれども、これはそういう当時の契約に基づいて 30 分間無料という取り扱いになっているのでしょうか。まず、そこからお願いします。

○（建設）庶務課長

新しい指定管理者制度においても、最初の 30 分は無料ということになっております。

○武井委員

ですから、その理由は。どうして 30 分間は無料なのか。

○（建設）庶務課長

理由ですか。

○武井委員

それは、どこと契約したのですか。

○（建設）庶務課長

小樽駅前ビル管理株式会社が料金体系を示していきまして、従前から最初の 30 分間は無料で、その次の 30 分から有料ということで、今回、今までの料金を下回った設定で提案が出されています。

○武井委員

当時、私は関係した一人なのですが、小樽駅前には中央バス、ＪＲバスのターミナルもあります。この市営駐車場もあります。あの駅前広場を中央バスに貸すとか、小樽市の駐車場にするとか、それぞれ契約を結んであるはずですが、昭和 54 年当時、この駐車場についてはどういう契約をしてありましたか。覚えていますか。

○（建設）建築担当 鈴木次長

当時、この小樽駅前ビル管理株式会社に駐車場の管理運営を委託する際には、当然、そういった契約をしているのですけれども、30 分間無料という部分を契約の中でうたっているかどうかというのは、今の段階では不明です。

ただ当時、駅前広場の駐車場については、駅に人を送り迎えする方々のための駐車場ということで、当然、短時間の駐車ということを想定していましたので、それであれば、最初の 30 分間は無料にしようということで、本来の目的がそういう目的でした。ですから、それを今後も継続して指定管理者制度になってもその部分だけは変えられないという形で、この 30 分間無料の制度を継続しようという方針でございます。

○武井委員

先ほど聞いたら、駐車場は赤字経営だということですから、しかも今度、料金精算を自動化にしたいという中身なのですが、そういう状況にあっても、この 30 分間無料を継続するという考え方は変わりませんか。

○（建設）建築担当 鈴木次長

本来の目的が短時間の駐車ということですので、これについては最初の 30 分までは無料という形態は変えていかないという考えであります。

○武井委員

継続審査中の陳情の現状について

それから次は、継続審査中の陳情が 12 本あるわけですが、この中で条件の変わったものは今日現在ありますか。あったら説明してください。

○委員長

所管ごとにあるかないか説明して。

○（建設）土木担当 関野次長

陳情第 21 号「銭函小学校通学路への歩道設置方について」は、前回の建設常任委員会の際にも説明しておりますけれども、陳情が提出された後、歩道の設置ではございませんが、車道に外側線を引いて、要は路肩部分にマーキングをして側溝にふたをかけて歩行空間を確保しているという現状でございます。これ以降の状況は変わっておりませんけれども、この陳情についてはそういう形で整備が終わっております。

○武井委員

わかりました。

これは採決の関係があるものですから尋ねているのですが、では、陳情第 61 号はその後どう進んでいますか。

私たちは、築港駅前の歩道橋撤去の陳情については全会派一致で採択しているのですが、今度はその後、この歩道橋存続の陳情第 61 号が出てきました。これについてのお考えはいかがですか。

○（建設）まちづくり推進課長

陳情第 61 号「築港駅前歩道橋存続方について」のその後についてですけれども、それ以降、状況としては変わってございません。ただ、先日、北海道開発局小樽開発建設部の方でこの歩道橋の維持補修を行って、当面は存続するという形でございますけれども、状況としてはそれ以降、全く変わっていません。説明会等を開催した中では、存続してほしいという人と、いや、撤去してほしいという人がそれぞれおりました。実際に歩道橋の通行量調査の結果を見ても、利用されている方もかなりおりましたので、私どもとしてはどういう形で判断するかというのは難しいところでございますけれども、状況は変わってありません。

○武井委員

次に今日、現地視察させてもらいましたが、陳情第 75 号についての見通し、考え方について教えてください。

○（建設）雪対策課長

今日、現地を見ていただきまして、この箇所につきましては生活道路という形になっていまして、最大こう配が 16 パーセントの道路であります。現状は歩道も設置されていまして、ロードヒーティング設置の要望という中で、その対応としては砂箱を 2 か所ほど設置していると。また、急坂路面に位置づけまして、砂散布も行っているという状況ですから、これまでも何本かロードヒーティング設置の陳情が出ておりますけれども、現状といたしましては、当面、ロードヒーティングの新設は難しいという中で、現在行っている急坂路面对応という形で継続して対応していきたいと考えております。

○武井委員

陳情内容の細分化による市民要望の実現について

今まで出ている継続審査中の 12 本の陳情のうち 4 件がロードヒーティング関係の陳情です。市の財政上のことを考えると、新設に関してはいろいろと難しいと思いますが、予算上の問題もあるのですが、あれだけの広い道路で小学校も近くにあることですし、歩道と車道を分離して考えて、せめて歩道だけでもロードヒーティングにしてあ

げるという考え方は無理ですか。車道も歩道も一緒にロードヒーティングにしてほしいという陳情ですが、予算上の問題もあることですから、歩道と車道を分けて対処するような考え方はできないですか。

○建設部長

確かに、委員がお話のような対策の必要性は感じておりますけれども、大変厳しい財政状況の中で、なかなか難しいと思います。実際、現実的にあの箇所は、車道部分は年間 26 回の除雪をして、歩道については 13 回の除雪を行っています。そのような中で、確かに急坂ではございますけれども、砂まきでの対応で何とか御了解いただけないかなと思います。といいますのは、こういった財政状況で、今後、ロードヒーティング設置を要望されても、同じような状況にございますので、何とか御理解いただきたいと考えます。

○武井委員

急坂であるという状況は、部長の答弁にあったとおりでございます。できることであれば、小さな小学生が歩いて通学する道路でもあるし、その対策として、例えば、歩く部分、歩道の半分だけでもロードヒーティングにしてあげるとか、車道と歩道を分けて予算をつけるとか、いろいろと策を講じてはどうかと思ったものですから、伺ってみたのです。何とかそういうような、陳情の内容どおりに整備できなければ、それに代わる方法を考えるなど、いろいろと策を練れば、いい方法があるのではないかなと思うのです。

先ほどの銭函の陳情第 21 号もそうですよね。道路の幅そのものが狭いから、路肩の部分に線を引いて歩道代わりにしてあげるといふ、そういうこともできるわけですから、何か策を講じてあげてほしい。それぞれの陳情ごとに「こういう要望だから、この陳情はこうしてあげなければだめなのだ」といって、丸投げするようでは策がないと思いますので、そういう陳情の内容を細分化しながらでも、何かしらの対策を講じてあげれば、これはほかの陳情についても、そうなのですから、ああ、市役所がやってくれたのだなと住民は思うのではないのでしょうか。

そういうような陳情の分離型でもいいから、市民の意見を少しでも聞いてあげるような対策を講じてほしいと思います。これは要望ですから、検討してみてください。

市道への雪出し防止に関する道路パトロールの強化について

同じように除雪の問題についてお願いしたいのですが、小樽は海岸線が 66 キロメートルですが、蘭島から銭函まであるわけですが、今年の雪は地域によって非常に降雪量が違う。山のふもと、海の近く、そういうところでは地形の関係で非常に積雪が多い地域と少ない地域があると聞いています。そのようなことを含めて、私は前回のこの常任委員会で、今年度の除雪体制の特徴的なものは何ですかとお聞きしています。そのときには、ロータリー除雪車を住民に貸出しすることになりましたので、これが特徴的なところでしょうという説明がありました。ところが今、積雪の多い地域、少ない地域があると申し上げましたが、非常に除排雪のよく入っている地域と入っていない地域、この格差が目立つのです。

そこで、二、三まとめて尋ねますが、まず一つは市民のマナーの問題があります。バス路線、例えば、梅源線などがそうなのですが、あまり広くはない道路ですが、バス路線ということで、幹線道路に位置づけられて、沿線の雪山を高さ 2 メートルぐらいでカットしてもらっています。ところが、そのカットした部分、雪山の上が平らになっているものですから、地域住民がその上に雪を載せやすいのです。そうすると、市民のマナーの問題もあるけれども、あなた方が 2 メートルでカットしたというけれども、その上に雪を載せやすいから、またすぐに雪山が 2 メートルを超えてしまうという、いたちごっこみたいな状況が見受けられます。

そこでお願いがあるのですが、何とかパトロールを強化して、そういうような市民のマナー向上ばかり言っていたてしょうがないですから、事故が起きたらどうしようもありません。

それから、第 1 種、第 2 種路線の積雪 10 センチメートル、15 センチメートルという除雪の出動基準がありますが、除雪のよく入っている地域、入っていない地域がある。特に第 2 種路線などは、沿線住民の方々は道路に雪を捨てるのです。これはすぐにわかるのですよ。ああ、ここに雪を捨てたなというのが、すぐにわかるのです。

車で走っていてガタガタガタとなる部分は、必ず道路に雪を捨てているのです。ですから、車で走ってみれば、すぐにわかるのですが、そうは言ったって、もう雪を捨ててしまって口をつぐんでいる人はどうしようもないですから。したがって、パトロールの強化をしながら、雪山の高さの点検、それから、交差点などの隅切りの点検、道路への雪出しの点検をしていただきたいと思うのですが、これらについてまとめて答弁してください。

○（建設）雪対策課長

今、主に除雪の関係で、道路パトロールの強化をという御意見をいただきました。先ほどから言っていますが、現在、144センチメートルの降雪量ということで、12月としては非常に多くなっておりまして、積雪につきましても57センチメートルありまして、市内の中でもばらつきはありますけれども、第1種路線につきましてもは出勤基準に基づきまして、各ステーションで6回ほど出勤している状況です。

ただ、やはり、全線という形にはなりません。それぞれの道路状況に応じて作業しているという状況ではありますけれども、そういう中で6回ほど出勤している。第2種路線につきましても2回から3回、基準に合わせて出ている状況でございます。昨日も私が地域を確認した中では第2種路線でも除雪が入る段階で、場所によっては駐車車両がありまして、除雪車が入ることができないこともあるということで、作業ができずに戻ってきている箇所もございます。

やはり、今シーズン、これまで144センチメートルの降雪がありましたが、一度に20センチメートル、21センチメートルという20センチメートル以上の降雪が3回ほどありましたので、このように大雪が降っている状況で、市民の皆様が雪出しをして道路が閉そくしている部分がございます。

その点につきましても、これから道路パトロールの強化をしていきたいと思います。当然、市も業者もパトロールしておりますし、地域ごとに担当者も巡回していますけれども、その辺、パトロールを十分に強化する中で、雪山の処理、それから、道路が閉そくしている部分については拡幅しながら、交通の確保を図っていきたくております。また、パトロールを強化する中で、道路への雪出しも含めて雪山の問題、交差点の横断歩道部分等も含めて、迅速に対応していきたいと考えております。

○（建設）土木担当 関野次長

今の答弁の追加なのですが、道路への雪出しについては、私ども道路管理者側も非常に困っている問題でございまして、その中の対応としては広報等でお知らせして、そのほかにもN T Tの了解を得まして、数年前から電柱に雪出し禁止の啓発ポスターを掲示させてもらっている部分もあります。それについてどの程度の効果があったのかというのは、十分にわかりませんが、まず、市民に啓発するという部分では非常に大事なことで、当然、今年度も継続していきますけれども、そういう雪出しのひどい場所がわかる場合につきましても、ポスター等を電柱などに張って、市民啓発を図って雪出し防止の強化を進めていきたいと思います。

○武井委員

確かにこういう財政状況ですから、不用額を出したい気持ちはわかりますが、今年の除雪予算9億4,000万円ですか、これだけあるわけですが、予算のあるうちは何とかその内容で努力してほしいと。予算がなくなったときの補正措置については、私どもも協力いたしますから、ぜひとも予算のある限りは十分に連携を強化しながら進めていただきたいと要望しておきます。

潮見台中学校の赤水問題に関する新聞記事について

塩谷C団地の赤水問題と集会所建設について

先ほど貸出しダンプ制度の新聞記事の質問が出ました。皆さんも御存じのように、今日、潮見台中学校の赤水の記事が新聞に出ました。全道版に出ました。この赤水問題は、たしか、昨年の第1回定例会だと思いますが、私は、塩谷C団地の赤水対策をお願いしました。これは、記憶によると昭和54年でしたか、それ以前に建てられた住宅の水道管がそういう材質だったというようなことも聞いています。

いずれにしても、この新聞記事が正確であればいいのですが、書いてある内容を見ると、これは水道局の担当者が答えた内容かどうか知りませんが、身体への影響について、しばらく放出しておけば大丈夫とか、赤さびは体外へ排出されるため問題ないとか、こういうような答弁をしたと新聞には書かれていますけれども、この記事を読んだ市民は、「市は何を言っているのだ」と、こういうような声が出てこようかと思います。

塩谷 C 団地の赤水についての質問の際にも言いました。朝一番にバケツ 1 杯の水道水を捨てなければ、澄んだ水は出ないと。そういうことで、1 年中こんなことをやっていたら、この水道代、捨てる水が 1 か月にバケツで 30 杯、1 年で 365 杯、これを全部捨てなければならない。「では、この水道代はどうするのだ」という声が塩谷 C 団地の住民から出ています。ですから、こういう意見もあるわけですから、ただ、放水すればいいのだというようなそういうマスコミに対する答弁では、市民の誤解を招くと思います。

そこで伺いますけれども、この水質検査は水道局でやっているのでしょうか。そうでなければ、この「水道管の取替えに 2,000 万円がかかるから工事ができない」というのは、これは教育委員会で答えたようですが、この水質の問題とか、放水すればいいのだという答えは、水道局の担当者が新聞記者にコメントしたのかなと私は思ったのですが、そうでなければ、これは中学校ですから、総務常任委員会所管の質問になるらしいので、この辺は水道局に関連する部分のみ聞いておきたいと思います。したがって、これらの新聞記事のコメントは正確なものなのか、先ほど言いましたように新聞記者が勝手に書いた記事なのか、それらを含めて答弁してください。

先ほども言いましたが、塩谷 C 団地の赤水問題はその後どういうふうに整理されたのか、そのままほうっているのかどうか。

それから、今回の議案第 23 号との関係も出てきますが、市営住宅集会所の管理運営を指定管理者制度にするという議案が出ています。これとは直接関係ないのですが、今年中に塩谷 C 団地に仮設の集会所をつくるというような構想があったと聞いているのですが、それは消えたのか、生きているのか。その仮設集会所ができれば、指定管理者の問題はどうなるのかも含めて、以上、まとめて答弁してください。

○（水道）サービス課長

ただいまの新聞記事についてのお尋ねでございますが、新聞記事に関する取材につきましては、私が受けております。この水道管について、「布設から 30 年近く経過しており、既に限界」という形で記事になってございますが、実際には記者の方から、「こうこうこういう状況ですけれども、どうなのでしょう」ということで質問がございましたので、私ども水道局の方で、「そういう状況になっているのであれば、水道管も古いことですし、もう限界に近いのではないですか」とお答えしたものが、こういうふうに集約されて記事となっているものでございます。

また、委員がお尋ねの赤水が出た際の放水についてでございますけれども、これにつきましては、水道局の方では一切コメントは申し上げてございません。これについての新聞報道でございますが、教育委員会の方のコメントという形になっていると思います。

○（建設）建築住宅課長

塩谷 C 住宅の赤水の件ですけれども、設備関係、建物関係、ほかの市営住宅も老朽化しておりまして、それらにつきましては、施設整備の計画をもって順次、改修等を行っているところです。申し訳ないのですが、塩谷 C 住宅については状況を見ながら、しばらくこの状態でお願ひしたいと考えておりまして、まだほかに優先すべき改修工事がございまして、そちらのほかの住宅の改修工事が終わってから改修したいと考えております。

また、塩谷 C 住宅で仮設の集会所を建設するのかというお話がありましたが、そういう予定はございません。

○（水道）水質管理課長

水質検査についてでございますけれども、水道局が行う水質検査は、給水している水道水が水質基準に適合しているかどうかを確認するものでございまして、小樽市では上水系統ごとに検査をしております。したがって、潮見台中学校については、水道局では水質検査は行っておりません。

○建設部長

塩谷C住宅の赤水の関係で補足しますけれども、今年度、「小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画」を策定してまして、特にそういった古い住宅について今後どうするかという議論をしています。そういう中で、整備できる住宅があれば整備していきますし、当然、ストック活用計画でございますので、その中で年次的にこういった住宅から優先的に整備すべきなのかということも議論してございますので、私の方としては年度内にまとめて議会に報告したいと思っています。その中で併せて報告したいと思います。

○武井委員

この新聞記事の問題は、先ほどから議論されているように言った言わないの問題が出てくるのですが、皆さんも新聞を読んでわかると思いますが、確かに赤水は鉄分がほとんどでしょうから、「排出されるから身体には別に問題はないのだ」という新聞のコメントですが、そういう答弁をしたとすると、市民がこの記事を読んだら、「小樽市は何を言っているのだ」という声が出ると思います。

市民には、協力してもらうときには協力してもらっているわけですから、こういうときに新聞社に注意しないと、こういった記事の書き方をされてしまうので、今後、やはり、新聞記者に対するコメントには注意していただきたいと思います。確かに、北大の教授が話した内容が書いてありますから、この教授が話したのか、教育委員会で話したのかはわかりませんが、いずれにしても市民を非常にないがしろにしたような答弁だと思います。ましてや相手は中学生です。ですから、そういうようなことで、これは私たちも含めてですが、お互いに新聞社へのコメントには十分に注意したいと考えます。

それから、塩谷団地の集会所の件ですけれども、建設の予定が何もないということですが、当初からなかったのですか。当初は何か古いものでも、仮設といいますか、古い市営住宅をそのまま使うのか、何か構想があったと聞いているのですけれども、全く何も予定はないのでしょうか。

○（建設）住宅計画担当 竹田主幹

塩谷C住宅や塩谷地区に集会所を建設してほしいという件は、これまでも武井委員から何度もお話がありまして、私もこれまでにいろいろと答弁させていただいております。当初の住宅再生マスタープランの中では、この塩谷住宅の建替え事業の中で新規に集会所をつくるという形になっておりましたけれども、現在、ストック総合活用計画ということで、塩谷B、C団地も含めてどうするかという検討をしております。その中で、現状では敷地内に建物が建っておりますので、その場所に単独で集会所だけをつくるという形にはならないということであります。

そういう中で、今後の建替え事業の中でどのように展開するのかということを、現在、検討しておりますので、その中で既存の住宅を使うのかどうか、集会所をどうするのかといったことも含めて、もう少し検討させていただきたいと思っております。

委員からお話がありましたように、仮設の集会所でもつくるのかという部分については、先ほど申し上げたように、現状の塩谷団地を見ますと、人も住んでおりますし、敷地の問題、建設する場所もありますので、今年どうこうするという形にはならないと御理解いただきたいと思います。

○武井委員

これは、かねてからの問題で、住宅再生マスタープランでは平成18年度に建てるということになっているわけですから、その計画が延びに延びている。今年建てれば、別に延びているわけではないのですけれども。だから、そういう意味では、ストック総合活用計画で見直しされるという答弁のようですが、市民にお願いするときは赤水の対処などでも、いろいろとお願いしているわけですから、逆に、市民からの要望があったら、ぜひとも、きちんと対処してほしい。以前から話しているように、葬儀をする場所もないということでは困る。死んでからジブシーみたいにあちらへ行って断られ、こちらへ行って断られ、そして長橋の長和会館まで来て葬式を出すと、こういう実態をよく踏まえて、仮設でも結構、あるいは古い市営住宅が空いたら、それを利用するのも結構ですから、そうい

う問題があるので、集会所については何とかしてあげてほしいと要望します。

あの周辺には、塩谷 A、B、C、D、E と多くの市営住宅があるわけですが、道営住宅も入れると 780 戸ですか。集会所は 150 戸に一つ、75 平方メートルの集会所をつくらなければならないということになっているわけですから。したがって、700 戸もあるわけですから、ぜひとも早期に建設してあげてほしいと、これだけはお願ひしておきたいと思います。

第二病院の火災について

最後の問題です。先日、第二病院で火事がありました。建設部長から私のところに速報を入れていただきました。最初、私はどうして建設部長から病院の火事の報告があるのか、病院や消防署からならわかるけれども、どうしてなのかなと思ったのですが、現在までのこの経過はどうなっているのか答弁してください。

○（建設）建築住宅課長

市立小樽第二病院の火災の経過でございますが、第二病院でアスベスト対策工事ということで、この除去工事をしていた関係で、建設部も今回の火災の対応をしております。12 月 11 日の日曜日、午前 10 時 58 分過ぎに火災発生が確認されまして、11 時 7 分に病院の電話交換手が消防本部へ通報しております。消防車が 11 時 11 分に現場へ到着いたしましたして、その約 20 分後には鎮圧して 11 時 51 分に鎮火が確認されているところです。そしてその後、応急工事を行いまして、病院の機能がおおむね回復しましたのが 12 月 12 日の夜 8 時ころです。ボイラーが稼働しまして、暖房の立ち上がりまで確認できている状態でございます。そのときには電気関係もすべて復旧いたしました。

○（建設）建築担当 鈴木次長

補足しますが、建設部長が、なぜ、武井委員に連絡をしたのかということなのですけれども、今回、第二病院のボイラー室でアスベスト除去工事を行っていたということでございます。養生作業が終わっていて、一部除去も行っていたと。火災のときには、作業員は休憩していたのですけれども、そういったアスベスト工事の関連があるということで、私ども建設部も現場の方に立ち会った関連で、第二病院の事務局長、次長と建設部長が、各議員に報告しました。それぞれの役割分担を決めて報告したということで、建設部長が、たまたま武井委員に報告したという形になりました。

○武井委員

そのアスベストの除去工事の現場は、どのような状況だったのですか。

○（建設）建築担当 鈴木次長

ボイラー室の天井と壁にアスベストが吹きつけてあると。その吹きつけ材の中にアスベストが含まれているということで、先月末から養生工事をして、そして除去工事に入ったのですが、当然、ボイラーを稼働しながらの工事ということです。ボイラー室の上の部分の配管が入り組んでおり、その中を養生して除去工事を行うのですけれども、天井から 1 メートルぐらいのところに床面に敷くためのビニールシートを敷く形で、そしてその狭い中で作業を行うということで、そのボイラーの排気ダクトの部分が横方向にあって、吸気と排気のダクトが 3 本並んでおりまして、その真ん中の部分が煙突なのですが、足場を組む上でしっかりとした完全な足場を組めないという状態にあったのです。

それで、アスベストの除去業者としては、非常に狭いスペースですから、そのダクトの上にどうしても足をかけざるを得ない状況になっていたと。その足をかける部分、当然、ビニールシートだけではだめなので、そのダクトの上に 1 枚の板を載せた状態になっていて、その部分からの火災発生の可能性が高いということが言われているのですが、最終的には調査結果がどのような形になるかわからないのですけれども、そういった形で工事を進めていたという状況でございます。

○武井委員

まだ調査中のようで、調査が終わって原因がわからないと、恐らく、保険の問題などにかかわるのではないかと、

どこからお金が出るのかもわからないのではないかと思いますけれども、市が財政困難だ、困難だと言いながら、どんどんこういうようなお金がかかる問題が出てくる。公用車の事故による損害賠償金とか、今回の病院の火事とか、何か建設部にはあまり直接関係のないような問題がこうして次々と出てきているようです。今の話の中では責任の所在がまだわからないと。それがわからなければ、火災保険の問題も何もわからないわけですね。市が負担するのか、保険会社が負担するのか、そうではないのですか。それらの話を含めて、わかったら教えてください。

○建設部長

補償の件ですけれども、第二病院が独自に調査した結果を私が聞いた部分でお話しします。現在、第二病院としては保険会社に確認したところ、まず、病院側が支払をして、建物に関する費用は保険会社がいったん補てんして火災原因が確定した段階で対応するようになっておりますので、その辺については責任の範囲によって仕分けされるということです。まず一時的には、火災保険金が出るという調査結果を聞いております。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 17 分

再開 午後 4 時 45 分

○委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第 23 号には反対、今回、新しく提出された陳情第 75 号は賛成、継続審査中の案件は陳情第 61 号を除き、ほかは賛成の討論を行います。

議案第 23 号は、市営住宅集会所の指定管理者の指定ですが、市営住宅集会所の管理運営を管理委員会に適用するのはふさわしくないと考えます。指定管理者制度により、利便性が高まるといいますが、具体的にそうなるとは言えません。また、そのことにより、管理委員会の負担が増えることが懸念されますし、また、住民同士のトラブルがあった場合も管理者の責任は重くなり、心理的負担も増えます。しかも、5 年という指定期間は長過ぎるのではないかと思いますので、これには反対です。

議案第 12 号は、駐車場利用者に対するサービスがよくなるということで、とりあえず賛成をいたしますが、利益を追求することによって従業員を削減することで、従業員への負担がかからないように、また、賃金低下につながらないように注文をつけておきます。

陳情第 75 号は、身体障害者施設や豊倉小学校が近くにあり、安全を図らなければならない道路であるのに事故が起きております。平成 16 年度は、ロードヒーティングの高熱水費が 2,000 万円ほど浮いたと先ほどの答弁でありましたが、この分でロードヒーティングを設置し、身体障害者や子供たちの安全を図るべきと考えます。

その他継続審査中の案件は、これまで述べてきたとおりです。

詳しくは本会議で述べます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

最初に、議案第 23 号、陳情第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 8 号、第 10 号、第 11 号、第 14 号、第 21 号、第 52 号、第 64 号、第 75 号について、一括採決いたします。

議案は原案どおり可決と、陳情は継続審査とすることに、いずれも賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、議案は可決と、陳情は継続審査と決しました。

○委員長

次に、議案第 12 号、第 27 号、陳情第 61 号について、一括採決いたします。

議案は原案どおり可決と、陳情は継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。